

平成30年白川町議会第4回定例会会議録（第1日）

1. 応招年月日 平成30年12月13日（木）午前10時00分 白川町役場 議場

2. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名者の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議員派遣について

日程第4 一般質問

日程第5 議第53号 白川町常勤の特別職職員の給与に関する条例及び白川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程第6 議第54号 白川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7 議第55号 白川射撃場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第8 議第56号 平成30年度白川町一般会計補正予算（第5号）

議第57号 平成30年度白川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議第58号 平成30年度白川町簡易水道特別会計補正予算（第2号）

日程第9 選挙管理委員及び補充員の選挙

3. 出席議員 1番 藤井宏之君、 2番 佐伯好典君、 3番 梅田みつよ君、
4番 服部圭子君、 5番 今井昌平君、 6番 嶋田有康君、
7番 渡邊昌俊君、 8番 安江孝弘君、 9番 細江茂樹君

4. 欠席議員 なし（全員出席）

5. 説明のために出席した者の職氏名

町長	横家敏昭君、	副町長	佐藤滋君、
教育長	鈴木雅史君、	総務課長	佐伯正貴君、
企画課長	安江章君、	町民課長	安江文郎君、
保健福祉課長	田口裕和君、	農林課長	三宅正仁君、
建設環境課長	藤井勝則君、	教育課長	藤井寿弘君、
会計管理者	藤井充宏君、	子育て支援専門監	今井芳美君

6. 職務のために出席した者

事務局長	杉山哉史君、	書記	今井由美君、
書記	河上翔哉君		

7. 会議の経過

(議長 9番 細江茂樹君)

- 議長 どうも皆さん、おはようございます。本年最後の定例会ということで、よろしくお願ひしたいと思いますが、本年は異常気象の関係でですね、中々今回の冬もですね、やっこの2、3日で冬というような感じがしております。また、町内におきましてですね、災害等一部あったんですが、迅速な対応のおかげでですね、今、災害復旧というようなことでやっていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今日、一般質問についてはですね、重要な件をですね、議員の皆さんから質問していただきますのでよろしくお願ひしまして、簡単でございますけれどもあいさつに代えさせていただきます。ご苦労さんでございます。

- 議長 ただいまから本日の会議を始めます。本日の会議は、CCNetの中継録画及び広報担当職員による写真撮影を許可しておりますので、ご承知おきください。
- 議長 ただいまの出席議員は全員であります。よって会議は成立しました。
- 議長 ただいまから平成30年白川町議会第4回定例会を開会いたします。
- 議長 会議に先立ち、事務局長をして諸般の報告をさせます。事務局長。

(事務局長 杉山哉史君)

- 事務局長 平成30年10月11日、第2回臨時会閉会以降の諸般の報告をした。
なお、平成30年10月25日、11月26日に執行されました例月出納検査の結果が監査委員から議長宛てに報告されましたのでその写しを、また専決処分された報第9号及び第10号 工事請負契約の変更について、報第11号 損害賠償額の結締について、それぞれ町長から議会に報告がありましたのでその写しをお手元に配布しております。以上でございます。

- 議長 直ちに本日の会議を開きます。
◇日程第1 会議録署名者の指名
- 議長 日程第1「会議録署名者の指名」を行います。
- 議長 会議録署名者は、白川町議会会議規則第119条の規定により議長において、3番 梅田みつよ君、4番 服部圭子君を指名します。

◇日程第2 会期の決定

- 議長 日程第2「会期の決定」の件を議題とします。
- 議長 お諮りします。
今期定例会の会期は、本日から12月17日までの5日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日から12月17日までの5日間と決定しました。

○ 議長 ここで町長から発言の許可を求められておりますので、これを許します。町長。
(町長 横家敏昭君 登壇)

○ 町長 本日、白川町議会第4回定例会を開催いたしましたところ、議員全員の出席を賜り誠にありがとうございます。

今年も残り少なくなりましたが、振り返ってみますと、2月にはオリンピック・パラリンピック選手村用材の伐採式を執り行い、東京オリンピック・パラリンピック組織委員会の佐藤副事務総長をはじめ、河合副知事、関係市町村長さん等にご臨席いただき、また蘇原小学校の児童にも参加協力を得て、盛大に白川町をアピールすることができたと思っております。また、11月には東京におきまして、岐阜県主催の「飛騨美濃ウッドフェア in 東京」の会場へ、佐藤副事務総長さんに再度ご来場いただき、白川町産の桧を使用した木製品のPRをさせていただきました。さらに9月には、河村名古屋市長さんに名古屋城天守閣木造復元事業に白川町産の桧の利用をお願いし、今その用材を集荷しておるところでございます。また4月からは、建築組合加盟業者による白川町産桧柱50本プレゼント住宅の上棟式に時間の許す限り参加し、白川の家のアピールに努めることしております。

8月には、飛騨川バス転落事故から50年の節目の年にあたり、近隣市町村と共催で防災シンポジウムを開催しました。7月の集中豪雨で初めて大雨特別警報が町内に発表され、50年前を思い出させる飛騨川の増水となり、河岐地区・白川北地区・佐見地区に大きな被害が出ましたが、幸いにして人身に関わるようなことはなく、安堵いたしておるところでございます。いま、その災害復旧事業に取り組んでいる状況であります。それに関連いたしまして今年度、国道41号の飛水峡上麻生防災事業が国の認可をいただいたことも大変ありがたいことであり、早期の完成に向けた要望活動を行ってまいりたいと思います。

また、10月から新たに地域公共交通がスタートしました。私たちの暮らしや足を支える大切なもので、新たな課題もありますけれども、利用者の利便性に配慮しながら、改善に努めていきたいと考えております。

学校のあり方と新庁舎建設については、共に関連性が高まったため、慎重かつ迅速な結論を求められており、内部で検討を重ねているところでございます。

今月になって県では、豚コレラの感染拡大をうけ、白川町を拡大防止の最前線と位置づけ、猪進入防止柵の設置が急がれており、地域の皆様のご協力を得て進めてまいりますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、本定例会に提出いたしました諸議案についてご説明申し上げます。本定例会に提出いたしました議案は、条例の一部改正3件、平成30年度一般会

計、国民健康保険特別会計及び簡易水道特別会計の補正予算3件の合わせて6件を上程しております。

さて、議案の概要でございますが、議第53号から55号までは条例の一部改正であります。議第53号及び議第54号につきましては、平成30年度の人事院勧告の内容に準じ、特別職の職員と議会議員の期末手当及び一般職の職員の給与等について所要の改正をしようとするものでございます。

議第55号につきましては、白川射撃場の設置及び管理に関する条例について、射撃用の資材価格の上昇及び消費税の改定等に伴い、利用料金を見直すことで管理・運営を柔軟かつ円滑に行えるよう所要の改正をしようとするものであります。

議第56号は、平成30年度一般会計補正予算（第5号）であります。今回の補正では、歳入・歳出それぞれ600万円を追加して、補正後の予算総額を6億3,200万円とするもので、当初予算編成以降に生じた人事異動、給与改定等に伴う人件費調整のほか、所要の補正を行うものであります。

補正の主な内容は、総務費では、新地方公会計統一基準への移行支援業務委託費として378万円を、古民家を改修し移住交流拠点施設を整備する事業に250万円を、移住者の増加に伴い、住宅取得等支援事業補助金に738万円を、クラウドファンディングによって集まった寄附金を実施団体に交付するため115万円を、共通電子納税システムの導入経費として44万円をそれぞれ追加、民生費では、制度改正に伴い届出書の電子化に対応する国民年金システム改修費に102万円を、岐阜県から7月豪雨災害に対する義援金として配分を受け、住家被害者に交付するり災見舞金に196万円をそれぞれ追加、衛生費では、簡易水道特別会計繰出金を500万円追加、農業費では、集落活動謝金に85万円を、黒川農業研修交流施設「黒川マルケ」のPR看板設置事業に200万円を、あすなろ農業塾実施事業補助金に10万円を、中間管理機構関連事業として実施を予定している圃場整備事業の概略設計委託費として365万円をそれぞれ追加、土木費では、町道の道路修繕に200万円を、橋梁補修の設計委託費に850万円を、県営事業負担金として600万円をそれぞれ追加、教育費では、小中学校再編検討委員会経費として47万円を、小中学校スクールバスの燃料代として209万円を、白川北小学校の建物診断委託費として220万円を、小中学校で使用している校務支援システムの設定委託費として31万円を追加したほか、各事業における不用額を整理し、当面必要な事業について補正をお願いするものであります。

これに対する主な歳入予算として、普通交付税では349万6千円を増額、国庫支出金では157万円を増額、県支出金では219万円を減額、寄附金で

は115万円を増額、諸収入では197万4千円を追加して収支の均衡を図りました。

議第57号は、平成30年度国民健康保険特別会計補正予算（第3号）で、一般被保険者の高額療養費として1,470万円を、葬祭費として30万円をそれぞれ追加して、補正後の予算総額を10億4,000万円とするものであります。

議第58号は、平成30年度簡易水道特別会計補正予算（第2号）で、水道施設の光熱水費及び修繕料として880万円を追加し、事業における不用額を整理し、補正後の予算総額を7億4,200万円とするものであります。

以上、今回提案いたしました諸議案についてその概要を説明いたしました。幸いにして議員各位のご賛同を賜りますならば、的確な執行を図って参りますので、何卒ご理解とご承認を賜りますようお願い申し上げます、白川町議会第4回定例会開会の町長説明といたします。

◇日程第3 議員派遣について

○ 議 長 日程第3「議員派遣について」を議題とします。

○ 議 長 お諮りします。

議員の派遣については、白川町議会会議規則第128条の規定により、お手元に配付しました派遣案のとおりとしたいと思います。これにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議 長 異議なしと認めます。よって議員派遣につきましては、別紙派遣案のとおり決しました。

○ 議 長 お諮りします。

本派遣案の記載事項に変更等が生じた場合の修正を、議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議 長 ご異議なしと認めます。よって記載事項に変更が生じた場合の修正は、議長に一任いただくことに決しました。

◇日程第4 一般質問

○ 議 長 日程第4「一般質問」を行います。

今回の定例会には6名の通告がありますので、通告順にこれを許します。

なお、申し合わせにより、質問回数は一件につき一人3回までとし、制限時間は答弁を含め、一人1時間以内とします。簡潔明瞭に質問・答弁されるよう申し添え、円滑なる議会運営にご協力くださるよう、お願い申し上げます。

○ 議 長 8番 安江孝弘君。

（8番 安江孝弘君）

○ 8 番 　ただ今、議長さんから一般質問のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。私は何回もやったようなつもりでございますけれども、この新しい新庁舎の建設問題推進について、お尋ねしてまいりたいと思います。

　今年の第1回定例議会に、現在に至るまでの議論されております新庁舎建設問題について、町内3中学校統合を見据えた新校舎建設候補地の問題も含めて考えをお伺いしたいと思います。

　昨年第1回定例会におきまして、町長は新庁舎建設問題について地方自治法に基づき、住民の利便性、交通事情、防災拠点としての活用の将来性、他の官公署の関係を考慮し、候補地を決定したうえで、地方交付税措置のある有利な起債を活用して平成32年度には完成したいとの意向を示され、構造や間取りなどの詳細は平成30年度中に検討したいと言及されておられます。我々議会としても庁舎建設特別委員会を組織して、庁舎整備検討委員会の答申を基に協議を重ね、新庁舎建設等に関する意見書として町長に提出しております。その中では、新庁舎の位置は現白川中学校の位置を第1候補として検討されたいことと、将来的な学校の配置と白川中学校の移転も含めた適正な改築を庁舎建設より優先して進められたいとしております。しかしながら、建設から50年以上となる老朽化に伴う白川中学校の改築は、外壁補修や防水工事、防火シャッターなどの設備修繕を含めると、1億円以上もの経費が掛かるとの説明もありました。このままでは次から次へと修繕費が必要になるのではないかと危惧しております。

　この問題に関しては、町内3中学校の統合問題も含め、10月中に小中学校再編成に関する検討委員会を組織して意見を集約し、第6次総合計画に反映する案を策定したいとの答弁を頂いております。それから2ヶ月以上が経過しておりますが、検討委員会ではどのような意見が出ておるのか、そしてまた、新しい中学校の校舎の候補地としてどこが有力視されているのか。また、町執行部としては、グラウンドや多くの施設が揃っている大野台の旧白川高校跡地での統合中学校の校舎建設について意欲的に検討されないかお尋ねします。

　小中学校については、地域の中心にあって地域住民との交流ができる位置にあるのが望ましいという考え方もあり、この問題の解決として私は大野台付近が丘陵地であることから、国道41号防災工事の残土を有効に活用する方策の一つとして埋め立てを行うことを提案いたします。そして、この地域を振興住宅団地として整備し、公営住宅の建設や分譲型住宅地の造成を行ってはどうかと考えます。こういったことも住宅総合計画に盛り込み、実施することで町のコンパクト化と居住地域が確保され、人口減少に歯止めをかけるばかりでなく、新たな移住者を確保できるなど、町の振興が図れるのではと考えております。早期に白川中学校が移転しなければ、跡地での建設を予定している役場新庁舎の建設は難しくなり、

答弁されました平成32年度中の完成もできなくなると思います。小中学校再編成に関する検討委員会ではどのような意見が出ているのか、そして、新しい中学校の校舎の候補地としてどこが論議されており、いつ頃の移転となるのか。また、旧白川高校跡地での統合中学校の建設と住宅団地造成についてどのように考えるか。これらの問題は、町長の強いリーダーシップのもと推進しなければ進まない難しい問題でもあると考えます。現在のところの検討委員会の進捗状況についての説明と将来的な町づくりの展望も含め、町長のお考えをいただきたいと思います。以上、質問をお願いします。

○ 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。町長。

(町長 横家敏昭君)

○ 町長 まずもって素晴らしいご提案をいただいておりますことだけ御礼申し上げます。新庁舎の整備については、白川中学校の校舎老朽化対策や、学校再編問題により、当初の計画と異なってきておりますが、中学校の建替え場所に応じた庁舎移転候補地等の検討を進めておるところでございます。第1回定例会の渡邊議員からの一般質問に回答させていただいております。候補地によっては建設スケジュールは柔軟に対応していかなければならないと考えております。

白川中学校を現在の位置から移転して整備することとなった場合には、現中学校の敷地に新庁舎を建設することになりますが、この場所は、十分な広さが有るため、他の公共施設の整理と合わせて一体的に整備することが可能であると考えております。また、中学校を同じ場所で建替えするとした場合の新庁舎移転先は、町民会館との位置関係や、町民の利便性を低下させることなく、防災拠点としての機能を發揮できる場所を検討し、町民会館と機能を分散する庁舎整備方法、一例を挙げますと、町民会館に住民サービス系の業務を集約し、防災拠点を別の安全な場所に整備するなど、研究しておるところでございます。

さて、中学校校舎の老朽化対策につきましては、議員ご承知のとおり、今後の改修に係る費用から考えましても、8月に提出いただきました議会庁舎建設特別委員会から、「移転を含めた改築について庁舎建設より優先して進めよ」とのご意見をいただいておりますので、統合問題も含めた検討を行うことと致しておるところでございます。

このような状況の中、教育委員会では「小中学校再編検討委員会」を発足し、議会からも2名の委員を選出いただいております。誠にありがとうございます。検討委員会では、11月7日に第1回の会議を開催しており、当日は小中学校の現状報告や児童生徒数の推移について説明し、意見交換を行いました。今回の会議では、白川中学校校舎の候補地をどこにするのかということまで話は及んでおりません。来年9月の答申に向けた話し合いをこれからどう進めて行くかという、そういった

議論となったところであります。

委員からは、「町としての全体スケジュールはないのか」とか「事務局案を出してもらった方が意見が出しやすい」といったご意見もいただいております。委員会後に、「委員の中からもっと気軽に意見が出せるような雰囲気づくりが必要であり、このことは今後委員が各地域で意見を聴取するためにも大切なことである」とのご指摘を受け、委員会では独自にファシリテーターを活用した会議を開催することも計画されており、積極的な取り組みに対して、大変ありがたいことだというふうに考えております。

さて、安江議員からご提案のあった旧白川高校跡地についてでございますけれども、位置的には河岐地区にあり、ある程度の広さも確保できるので候補地として目に留まりやすい場所であるとは思いますが、土地としてもグラウンドや体育館等の施設もございしますが、体育館については老朽化により今後の維持費用もかなり必要ですので、今のままの状態で何年も活用できる状況ではございません。また、水道の確保、道路の問題や、光ケーブルが敷設されていないなど、学校建設自体に係るもの以外の経費も相当必要になろうかと考えております。

上麻生防災事業の残土により埋め立て、住宅を建設し、町のコンパクト化を図ったらどうかとの提案もいただきましたが、行政サービスの効率化や利便性の向上といったメリットを生み出す町のコンパクト化は、住宅と公共施設、商業施設、福祉施設などがある程度隣接し、基本的には自動車を使わないでも生活ができるようなまとまりができることかと考えておりますが、当地は周囲の状況から判断しても利便性のよい場所であるとは言えない部分もあり、冬季には道路の凍結も心配され、先ほど申し上げましたインフラの確保に関する経費の検討も必要になってまいります。

今後の予定としましては、学校建設には、現状の場所での建て替えとなった場合が最短かと思われませんが、設計に1年、建設、周辺整備に2年ほどを要し、3年程度は必要かと考えます。また、仮設校舎の検討等も必要になります。別の場所に建設するとなると、用地の確保から造成を含め、更に1年以上は要すると思われまして、いずれにしましても、財政的な面や、地域の方々の理解を得ることなど考えますと、中学校校舎の目処がたった段階で、具体的な庁舎の完成像がはっきりするわけではございませんので、今のところは、考えられる想定の中であらゆる検討を進めている所でございます。以上、安江議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

- 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。はい。
- 8 番 大変、町長からコンパクトで簡単な答弁をしていただきましてよく分かりましたが、ただ問題はですね、白川中学校、現在地にあつて、そして白川中学校を議会としても、あそこを庁舎建設に適当な土地であるということ、意見書を出し

ておることも事実でございます。それで、その意見書を出した状況で今、町長が答弁をされた状況、あそこに庁舎を建設しようとする、中学校の臨時校舎を設け、そしてそれぞれの施設等の整備をしなければいけないということでございますけれども、その当時には私どもは姿が無いと思っております。それで、やはり私としては、こうした質問したことは今のうちに、今のこの議会において、大体今の中学校を移転をして、そしてあそこに庁舎を造るんだと、そして中学校はどこどこに造るんだと、そして高校が無理なら島に造るとか、あるいは対策委員会が候補地は島、あるいは大利の地に候補地として庁舎は予定を決めておりますけれども、そこに中学校をとというわけにはいかなと思っておりますけれども、そうしたことを完全にですね、町長の一つの意思として、はっきりと答弁をしていただくと、町民もなるほど、あそこに庁舎ができるんだと、なるほどあそこに中学校を造っていただけるんだということを期待をいたしておることは事実でございますが、今の町長の答弁では、なかなかそうした状況ではないということがよく分かったわけでございます。もちろん白川町には学校を造る、あるいは公民館を造る、あるいは役場を造るという土地が非常に数少ない訳で、とても建っておる所にまた役場を造るとか、学校を造るとかいう、いろいろのそういう状況をしなきゃならない非常に厳しい状況のこともよくわかります。しかし、今の町長で、この町長任期、私どもは町長と一緒にございましてけれども、この我々がおる状況の中でやっぱり候補地を決め、そして町民が安心して近い将来のうちに庁舎や中学校、学校へ行ける状況にしてやるのが私ども、一応地方の政治家の一つの考えでないかと私は思っております。やはりこうしたものを決めていくには、町長や、庁舎においてはもちろん議会も当然でございますけれども、学校においては町長と教育長がそれぞれ考えたことを町民にアピールして、そして強い推進力でもって作り上げていくのが、私は一番指導者としての務めではなかろうかと思っております。最終的にですね、どうするかということは、今町長が白川中学校の現在地を庁舎、役場としてあそこに造ろうとすると、いわゆる土地が沢山あるから、公共施設をいろいろとあそこに集約して造ってしまうという話してございましたけれども、そのことも大変結構なことかもしれません。しかし、そうすると中学校を、3中学校を統合して、どこかに造ろうとすると、今早急にやろうとすれば私が申し上げた白川高校が一番土地利用ができるのではなかろうかと思っておりますけれども、それが如何せんできんとすると、3中学校を島、あるいはどこかに建設しなければならないと思っております。この中学校の統合においては、白川中学校、黒川、佐見も含めた、私はやはり東白川の中学校もこれは関係してくるのではなかろうかと、これだけ児童生徒が減ってくると、そうした考えも執行部において考えていただければいけないと私は思います。

ども、そうしたことについて今一度町長の方針をお聞かせいただいて、そしてその中で早期に、私ども生きているうちにですね、造りたいなどそんなことを私は考えておりますけれども、何と云ってもこのことを考えるに至っては、町長として一番のトップがここだと言え、町民もそれは無理がない限りついていかなければいけないと思っております。私どもは、もうこれで2年半ほどの任期でございますけれども、何とか生きておるうちに候補地ぐらい決めたいなど、そんなことを自分で思いながら一般質問の中で何とか、町長のよい方針を聞きたくったと思っておるわけでございます。どうか町長の本心を、ここに決めたんだ、ここにするんだという意味をここで述べていただくと、私は町民に対してもいいなとそういうことを思うわけでございますので、こんなことは何度も何度もやる質問じゃございません。どうか町長の基本的な方針、自らの決定機関である横家町長の下で、その位置づけをこの場でしていただけると大変有り難いと思っております。以上において、町長の考えを今一度お尋ね申し上げたいと思っておりますのでお願いいたします。

○ 議 長 町長。

○ 町 長 大変お褒めとご叱責をいただいたというふうに思っております。大変ありがとうございます。

今私が答弁いたしました以上のことは無い訳でございますが、今小中学校の再編検討委員会のご意見を待つておるところでございます。任期、任期という話でございますけれども、私は人気が無いわけでございますけれども、その任期ということじゃなくして、是非次の世代へもこれは、我々というのはそこで切れるものではないなという思いで、私は業務をさせておっていただくわけでございますが、そういうことに拘らずに一生懸命邁進してまいります。ただし、この件につきましては、そんなに遠くないうちに結論をださなければいけない答申をいただいて、出さなければいけないということは重々承知をいたしておるところでございます。

○ 議 長 8番、ありますか。はい。

○ 8 番 何度聞いても同じことであろうと思っておりますので、町長の答弁はそれを了としまして、それぞれの庁舎、あるいは学校統合の推進をする委員がでございます。その委員の方々に私はお願いしておきたいのは、あちらこちらへ振り回すことではなくて、選ばれた以上はしっかりとした目途をたてて答申をしていただきたい。そして町長に早くやれと嗾けていただきたい。それだけお願いいたしまして、質問を終らせていただきます。ありがとうございました。

○ 議 長 8番 安江孝弘君の質問を終わります。
次に7番 渡邊昌俊君。

(7番 渡邊昌俊君)

- 7 番 議長の許しができましたので、質問をさせていただきます。私は学校統廃合施策の進め方についてお尋ねをしたいと思います。

今回、白川小学校と白川北小学校の統廃合を行うということが、9月の議会で町長が一般質問の答弁で言われました。その後、関係地区の保護者説明会、地域説明会がすでに行われてきました。我々議会に対してはそうした方向で、今教育委員会や関係者と協議して進めているとのことでありました。今年の3月までは、地域に小規模でも学校を残そうと平成28年度教育基本法の改正により、少子化による学校再編において新しく義務教育学校の創設も可能との通達を受け、町内各地区において義務教育学校設置に関する審議検討委員会を開催され、その会議の結論として義務教育学校よりも町内小中学校の統合を進め、学校の在り方を検討すべきであるとの報告を受けました。

6月の議会において、服部議員の質問で町長は、白川小と北小の統合について協議を進めると言われました。そして9月の議会において、安江議員の質問では白川小と北小を統合する、統合の時期については、平成32年4月、学校名は白川小学校とし、校舎は北小とする。今後、保護者や地域への説明会や設備等準備を進める予定と、町長の答弁でありました。

我々議員は、統合について具体的に初めて聞かされました。町の方針と決断について、以前から児童数の減少で保護者からも学校の統合、再編について要望を聞いており、議会からも早急に学校再編の検討を行うように言ってきた経緯もあり、私は統合について反対するものではありません。しかし、今回行われようとしている学校統合の進め方についてお尋ねします。学校統廃合施策で、統合を受ける学校や地域、今回は北小校下でありますけれども、そちらは特に問題はないでしょうが、廃校となる白川小学校下の地域、特に和泉地域では、今まで地域とともに愛され支えてきた学校が無くなる寂しさがあり、少子化の時代の移り変わりに統廃合を理解されているものの、一度も地域住民への説明もなく、一方的にこうした行政の進め方に対して疑問を抱かれる人も多数おられます。確かに、今回それぞれの地域説明会が保護者対象と地域対象として各地区1回づつ開催されました。地域説明会での参加者は一桁そこそこ少なく、これで地域説明会は終わりでしょうか。今後、他の学校統合を行うためにも、地域の皆様に理解と協力を先ず取り付けることが必要かと思います。この点について、教育行政の考えをお聞きいたしたいと思います。

- 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。教育課長。

(教育課長 藤井寿弘君)

- 教育課長 7番 渡邊議員の質問、学校統廃合施策の進め方についてお答えさせていただ

きます。白川小学校と白川北小学校の統合につきましては、9月の議員協議会そして定例会におきまして、町長から町の方針が示されたものでございます。それを受けて、教育委員会では、10月に両校の保護者の皆さまへ、11月には両地域の皆さまへの説明会を開催いたしました。説明会への参加者数を申し上げますと、10月22日に開催しました白川北小学校保護者説明会へは白川北保育園の保護者の皆さまも含めて24名の参加、10月29日の白川小学校・白川保育園保護者説明会へは27名の参加がございましたが、11月13日の白川北地区での地域説明会へは9名、11月17日の白川地区での説明会へは13名と参加者が非常に少ない結果となりました。

説明会開催にあたりましては、地区内の全世帯へチラシを配布させていただきましたが、結果をみてみますとそれだけでは十分ではなかったということになります。教育委員会としましては、もちろん1回の地域説明会だけで終わることは考えておりません。これまで開催しました保護者の皆さまと地域の皆さまへの説明会では、統合後の校歌や通学時の服装のこと、スクールバス通学のこと、学習内容のこと、PTA活動のことなど、統合を前提としたご質問のほかに、この方針を出すにあたっての経緯や町全体の学校再編に対するご質問など、多くのご意見ご質問をいただいておりますので、それに対する考え方を整理した上で、第2回の地域説明会を、参集範囲を自治協議会ごとに絞るなどして、できるだけ多くの地域の皆さんに説明させていただき、ご意見をうかがいたいと考えております。説明会の開催日程が決まりましたら、改めて周知させていただきますので、議員におかれましても、地域の皆さまの参加についてご配慮いただくことをお願いしまして、答弁とさせていただきます。

- 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。はい、7番。
- 7 番 はい、やっていただけるという方向を言われましたので、これは当然のことだと思っております。PTA、保護者、関係者には説明して納得していただくお願いすることは当然であります。ここで忘れてはならないのは、地域の皆様へ対するいわゆる町民目線といいますか、地域へ対するね、そういったことが何か抜けているんじゃないかということでお尋ねをしたところですし、当然やってもらわないと、これからの学校再編を行っていかうとするのに大変やりにくくなるというふうに思います。と言いますのも、先ほども言いましたように、北小の方はいいです。学校が無くならないし大勢になる。白小についてはですね、本当に教育委員会の方、あるいは教育長さんも見て知っておられるように、和泉の小学校、運動場が狭いと言われますけど、狭いけど草一本生えてません。環境はいつも綺麗です。これはですね、和泉の老人会、八千代会の中の和泉会というね、特に和泉の人達が、年に何回か出て、草むしり、運動場の清掃、周囲の草刈り等、本当

に子ども達を中心にですね、そういう繋がりを持っておられます。入学式、運動会、それから卒業式、他の地域では見られないような老人会の方が2、30人来てね、子どもの数より多いです。そして激励やら祝福やら、そういう繋がりを持ってあります。そして、ずっとやってきた中で突然にですね、関係者やPTAだけであっちへ行くよ、こうしますよというだけでは、ちょっと何か忘れとらへんかって言われます。学校がなくなるというね、特に小学校についてはどこの地域も同じだと思います。地域と共にある小学校、そういうことで、皆が非常に少ない子どもでも学校を中心にそういった目線で応援をしていただいております。老人会の方から言われました。昔の言葉で言うと忍び難きを忍び、耐え難きを耐えてこの状況を認識し、しやないなもと、本当に1回も我々は説明を受けてないよと、行政から、最近行政はぱっぱとそういうことをやられるけど、我々がただここまで小学校を支えてきたかご存じだろうかという話を聞いてあります。別に反対をして言っておられるわけじゃございません。やっぱりね、地域へ出て、PTAもそれも大事です。まずは地域へ出て、地域の皆さんに斯う斯う云々で、子どもがこんだけ少なくなったと、そしてこういう状況だということを説明をして、そしてお願いをしていかないと駄目です。そこでどうですか、いいですか、悪いですかなんて聞くそういうんじゃなくて、行政が決めてこうしなきゃしやないんですから。だったら丁寧にそこは説明して、お願いをしていく機会を得ていくそういったことが、今回のスケジュールを見ました。そうすると、今課長からここへ入れていくということでしたので、それで私も納得しましたんですが、後ずっと見るとですね、内部の報告会が多いですね。保護者説明会、現状についてとか、すでに統合を見据えた説明会が続いていきます。3月、8月、1月と。ここずっと見ると地域説明会がこんで一切終わりです。こないだの説明会もあんだけ出ただけ。町民会館へ皆出て来いと、説明したるで、そんなやり方は行政の、しかも教育行政の在り方ではないです。やっぱり地元へ出向いて、自治会単位でも、学校の無くなるころですよ。地元へ出向いて関係者、教育長なりね、町長等が出てね、皆にこうこう理由で、今まで愛されて親しまれた学校が無くなりますけどよろしくお願ひしますと、町の事情もあるというようなことをしっかり説明すべきである。他の施策と違ってこれだけは、本当に子どもがいない世帯はええと、今学校へ行ってる保護者やPTAだけ了解を得ればいいという問題ではございません。まだこれから進めていかないかんで、学校の再編をね、そういったところに対して、今回は第1回目ですので、特にその辺を忘れないように配慮して進めていってもらわないと、これ地域で反対運動なんか起こったらやろうとしたことが出来なくなりますよ。その辺をお願ひし、答弁は結構でございますけど、やるということでしたので、それを受けて私の質問は終わります。

- 議 長 課長。
- 教育課長 ありがとうございます。いろいろとご心配をいただきまして申し訳ございません。学校に対する地域の力というのは、大変必要であると思っております。白川小学校に限らず町内の保育園、小学校、中学校におきましても、地域の皆さんの大変ご協力があってやっていっておるということは十分認識しておりますので、本当にありがとうございました。今、渡邊議員がおっしゃられましたように、丁寧な説明を今後させていただきますので、よろしくお願いたします。
- 議 長 ここで11時まで休憩をとります。(午前10時50分)
- 議 長 再開します。(午前11時00分)
次、3番 梅田みつよ君。
(3番 梅田みつよ君)
- 3 番 議長より発言を許されましたので、質問に入らせていただきます。
一つ目の質問でございます。白川町における森林環境税の用途について質問いたします。
平成30年度税制改革により、自然条件が悪く採算ベースに乗らない森林について市町村自らが管理を行う新たな制度を創設することとされており、森林関連法令の見直しを行って、平成31年4月から施行することが予定されています。その見直しを踏まえ平成31年度税制改正において、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、森林環境税(仮)及び森林環境税贈与税(仮)を創設されます。平成36年から一人1,000円を課税される森林環境税、そして平成31年度から交付される森林環境譲与税は、地方にとって大きな存在感を示すものであります。森林の所有者から林業に従事する人が大きな関心を寄せています。最近では山の管理について町へ譲られるケースもあり、林業政策を実施する行政にとってはまったなしの施策が求められています。またこの森林環境税については用途を町民に公表する義務があります。この税について質問いたします。
本町における森林環境税はどのように使われるのか、また本町はどこへ焦点を当てて活用されるのかお聞かせいただきしたいと思います。よろしくお願いたします。
- 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。農林課長。
(農林課長 三宅正仁君)
- 農林課長 それでは、3番 梅田議員の白川町における森林環境税の用途についてのご質問にお答えいたします。国の森林環境税、森林環境譲与税は、平成29年12月に閣議決定された平成30年度税制改正大綱に明記され、次期国会において法案が成立する見込みとなっております。この制度は、森林整備による地球温暖化防止、国土保全、水源涵養、快適な生活環境の創出などにつながる効果を、広く国民一人一人が恩恵を受けるものであることから、国民が等しく負担をす

ることにより、森林整備の抱える課題に的確に対応し、森林資源の適切な管理を推進することが目的とされています。

森林環境税の徴収は、国民の負担を最小限に抑えるため、他の税制の状況から平成36年度からの課税を予定とする一方で、森林環境譲与税の譲与は森林現場における諸課題にできる限り早期に対応する必要があることから、平成31年度から実施される見込みであり、その財源は一旦借入によりまかなわれ、森林環境税で返済される予定です。そのため、各自治体への譲与税の額は平成45年度までの15年間で段階的に引き上げられる予定です。また森林環境譲与税の譲与割合は、当初、市町村80%、県20%とし、段階を経て市町村90%、県10%となる見込みであり、金額の算定には市町村、県ともに50%を私有林人工林面積割、20%を林業就業者数割、30%を人口割で算出することとされています。

また、森林所有者の経営管理の責務を明確化した上で、森林所有者の意欲の低下などにより手入れが行き届かない森林について、市町村が経営管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者に経営管理を再委託したり、自然条件が悪く、採算ベースに乗らない森林について市町村自らが管理を行うことができるようにするための森林経営管理法が平成31年4月に施行されることとなっています。森林環境譲与税の使途は、この市町村自らが経営管理することとなる、人工林が主体の環境保全林の管理を始めとした森林整備等の財源として使用することとされています。

しかしながら、現在の白川町の林業の状況を見ますと、山林については地籍事業も進んでいないため、森林境界が未確定の森林が多く、林業従事者についても、岐阜県の私有林人工林面積1,000ha当たりの平均人数8人を基準として、白川町の面積で換算しますと96人が必要となるのに対して、白川町の現状は42人と大変少なく、森林整備が進みにくい状況にあります。このため、国や県の事業を活用しながら、森林境界の明確化、林業従事者の育成に取り組むとともに、機械導入による効率化にも取り組んでいます。一足飛びに改善する状況にはなく、森林整備を劇的に推進することは難しい状況となっています。また、木材価格の低迷、高齢化や森林について知識を持たない親族、町外在住親族の山林の相続等により、本町への山林の売買や寄付についての問い合わせが増える傾向にあります。山林の購入、寄付を受けるには、抵当権等の第三者の権利設定等がないことのほか、森林境界が明確であることが条件となります。しかしながら、多くの事例において森林境界が明確でなく確認することも難しい状況にあり、購入や寄付に結びつかない状況にあります。

森林境界が明確でない中では、森林整備も進まず、森林経営管理法に沿った権利設定も難しい状況にあります。また、森林経営管理法により経営管理権が設定

できたとしても、所有者が経営管理に携わらなくなることで、ますます森林に対する関心が失われることも危惧されるため、森林経営管理法の運用は慎重におこなうべきであると考えられます。

これらの状況をふまえ、森林環境譲与税の使途については、現在、研修会・会議での情報交換をもとに、県と調整中ですが、現段階では、当初は、国から示された事業区分のうち、①として森林境界の明確化と確定した森林所有者の意向調査、②として林業の担い手の確保・育成、③として私有林での森林整備実施に必要な路網の整備といった森林整備を推進するための条件整備を中心に実施する計画であります。また、あわせて条件整備が整った山林の森林整備や山林取得を推進するための基金積立、森林・林業・木材利活用に関する普及活動の実施に充当していきたいと考えています。

予算についても、現在、県による試算は示されているものの、法及び国の予算の成立が次期国会で予定されていることから、詳細が示されるのが3月ごろになると考えられ、暫定的に新年度予算に盛り込むか、来年度中に補正予算で対応するかについても検討中です。

また国の森林環境税とは別に平成24年度から実施されている岐阜県の「清流の国ぎふ森林・環境税」については平成34年3月まで実施されることが決定しており、県の事業区分に沿って必要な事業を実施していく予定です。

近年、森林所有者の森林経営管理への関心が低下する一方で、森林整備の果たす役割は重要性を増してきており、森林環境譲与税の施行は大変有効な施策であると考えられます。また、その運用者となる各自治体の責任も重大であり、本町においても効果的な運用がなされるよう、使途について慎重に検討していくとともに、林業関係団体等との連携を強めながら、本町の森林整備の促進を図りたいと考えておりますので、議員におかれましては、今後ご支援を賜りますことをお願いして答弁とさせていただきます。

- 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。はい。
- 3 番 今答弁のありましたことについてお聞きしたいと思います。課長は非常に柔軟性の高いものというふうに理解をしております。有効な税の活用を希望しておるところでございますが、大まかに5つ方針がとられるということでございますが、その中で担い手の確保というところにつきましては、意欲、能力のある技術者をどのように確保していくのかということについて、具体的にどのようなイメージで、どのような構成を今考えていらっしゃるのかをお聞きしたいと思います。お願いいたします。
- 議 長 はい、農林課長。
- 農林課長 担い手の確保についてでございますけれども、これまでも地域おこし協力隊で

すとか、いろんな制度も活用して行っております。一応、現在ですね、県の方に
おきまして森のジョブステーションということで、森林に携わる担い手ですね、
そうしたものを募集する制度もありまして、そちらの方とも協力等を求めながら
本町としても、今の団体とも協力をしながらそういった担い手をつくっていき
たいというふうに考えておりますのでご理解をお願いします。

- 議 長 再々質問ありますか。はい、3番。
- 3 番 では今の協力団体、森のジョブステーション等についてなんですけれども、今
現在の見込みとか現在の状況はどうなっているのか教えていただけますか。
- 議 長 はい、農林課長。
- 農林課長 現段階では、今のところはまだ担い手として確保できる方はできておりませ
ないので、来年から森林環境税の活用も始まるということ踏まえまして、今後そ
ちらの方をできるようにしていきたいというふうに考えております。
- 議 長 質問を終わります。
次の質問。
- 3 番 2つ目の質問に入ります。健康長寿の町、白川町における今後の対策について
質問いたします。平成30年に入り本町では100才を迎える、または100才
を超えたご長寿の方々が13名いらっしゃいます。加茂郡圏内においてはナンバ
ーワンです。大変喜ばしいことであり、他の自治体の方々からもその秘訣は何で
すかとよく尋ねられます。元気で長生き出来る町、白川町は素晴らしいことです。
それは日本においても健康長寿のトップランナーでもある自治体と言えるでしょ
う。先日ご長寿の方から、「町長さんに大きな声で歌を歌って褒められた。嬉し
かった。益々元気に頑張ろうと思ってね」というお話を聞くことがございました。
そこで私から3つ質問させていただきます。

1つ目ですが、白川町と長寿の関係性について、どのように分析されています
でしょうか。また課題などもあればお聞かせください。

2つ目、現在の本町の高齢化率は43%です。今後必ず上昇します。県内にお
いてもトップランナーであります。その高齢化に対する包括支援センターにつ
いてですが、現在3名体制で行われていますが、町の高齢人口に対して、またこ
の本町の面積に対して不十分と感じております。本来、包括支援は支援を受け
たい人のために支援が末端まで行き届かなければなりません。必要な人員配置を満
たしている、また他自治体と同じ人員配置で良いということではなく、白川町は
白川町でしっかりと将来を見据えて今からより強化をはかるべきだと思いますが
いかがお考えでしょうか。

3つ目、高齢者のみならず町内におけるユニバーサルデザイン化というのを
もっと普及していく必要があると考えます。新設される建設物や改築物について

その観点がやや欠如しているのではと思っております。今後町民内外の利用される建築物は、それに対するヒヤリングとか専門分野からの具体的なサポートをお願いしたいと思っております。そのあたりをどのようにお考えであるか質問いたします。お願いします。

○ 議 長 答弁を求めます。保健福祉課長。

(保健福祉課長 田口裕和君)

○ 保健福祉課長 それでは3番 梅田議員の一般質問につきましてご回答させていただきたいと思えます。

まず最初の1番目、白川町と長寿の関係性の分析、また課題などについて対してお答えいたします。まず、本町の100才を超える方でございますけども、議員が言われるように12月現在までに13名の方がご健在でございます。今後3月までに8名の方が100才以上でお見えになっております。そのうち男性は2人でございます。後の方は女性ということで、議員がおっしゃられるとおり長寿の町と言っても過言ではないかと思えます。

それではなぜ長寿が多いのかという分析でございますけども、残念ながら最近の分析データはございませんが、調べておりましたら過去、平成15年度でございますけども、90才以上の方150名の方にアンケート調査した結果のまとめがございます。これは回答率70%ということでございます。それによりますと、当時、家族形態では子や孫、あるいは子の配偶者との同居が多く、家族人数としては平均5人というような数字が出ております。睡眠時間などでは10時間以上が全体の34%の方、8時間から10時間が45%となっており、約80%以上の方が8時間以上睡眠を取っている状況でございます。また、65%の方が新聞をよく見ると回答されております。

食生活の状況の方ではどうかといいますと、3食きちんと食べるという方は80%で、毎日食べるもので一番多かった物が野菜が90%、次に果物類が61%、次いで豆類が47%となっております。また週に1～2回は肉を食べるという方も60%ありました。飲酒につきましては、当時の年齢で32%の方が飲酒をされており、量的には1合未満が55%となっております。

アンケート結果はこのようになっておりますけども、今年私と町長が100才以上のご長寿訪問などをしておりますけども、そこで直接聞いた話では、やはりほとんどの方が好き嫌い無く3食を食べていると、しかも普通食を食べているということでございます。また体を動かすこととしまして草取り、あるいは編み物をしているという方が見えまして、それに晩酌が楽しみという方がありました。酒は百薬の長と言いますがそれも一理あるのではないかと思ったところでございますけれども、飲み過ぎは害になりますので、これはいけないと思えます。

それから保健医療の面からでございますけども、統計上の死亡率をみますと、23年から27年の5年間によるデータでございますけども、これによりますと悪性新生物は男女ともに低い傾向にあります。また急な死亡や健康障がいを残す可能性のある「心疾患」あるいは「脳血管疾患」も低い率となっております。国民健康保険の医療費の状況も全体には上昇の傾向でございますが、国や岐阜県の数値と比べてまだ低い状態となっております。加えまして健診受診率も48.7%で県内でも上位に入っているところでございます。これは、町民の健康意識が比較的高い傾向にあるのではないのでしょうか。一概に結果が良い状況であると言い切ることはできませんけども、今後も多くの方が予防や早期発見、早期治療に繋がるよう引き続き支援をしていきたいと考えております。

課題としましては、過去の調査から見て現在では家族形態が大きく変わっていることもあり、一朝一夕には解決できない課題であると認識しております。また、近年介護認定者の中で認知症高齢者の占める割合が75%ほどあります。このうち軽度の認知症の方は約50%ほどでございます。今後は今まで以上に軽度の方に対する支援を強化する必要も感じておるところでございます。それと満100才のご長寿訪問に合わせまして、簡単なアンケートをつくり、聞き取りしながらそれらのデータの蓄積をしまして、今後に生かせるような形にしていきたいと考えております。

次に2番目のご質問でございますけども、包括支援センターの人員配置について今後強化を図るべきではないかと言うご意見に対するお答えをさせていただきたいと思っております。

まず始めに、議員はご存じかと思いますが、地域包括支援センターについて少し説明をさせていただきます。地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置されるものであります。

設置に対する人員配置などにつきましては、1号被保険者数に応じて基準が設定されており、本町の場合は被保険者数が3,500人ほどございます。基準に基づきますと被保険者数3千人以上6千人未満では、3職種、いわゆる保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士で各1名の配置ということになっております。現状ではこの規定数を満たしているところでございます。

現在、地域包括支援センターは6月末で町から出向しておりました保健師を役場内に新たに障がい者基幹相談支援センターを設置するため出向を解きまして、委託先では保健師を確保していただきまして包括支援センターで活動をしていた

だいております。3人の職員で、月に約100件の要支援者の予防プランとモニタリング、他に相談業務として月に180～200件の個別相談や家庭訪問を担当しており、高齢者のニーズを十分に満たせる人員とは言い難い状況にあり、職員のゆとりのなさを感じているところであります。議員の言われる人員の配置に関することですけれども、委託先では包括支援センターの職員の増員計画を持っておられ、職員募集をおこなっていただいております。今後、職員の増員によりまして、高齢者支援の充実が図られることと思っております。

また、相談業務等におきましては、長期にわたる事例や障がい者の関係など多岐にわたっており、今後は、保健福祉課の障がい者基幹相談センターと困難事例に取り組んだり、保健師の高齢者健康づくり事業と併せて町として高齢者支援強化に心がけて参りたいと思います。

次に3番目の町内外の人が利用する建築物などのユニバーサルデザイン化についてのご質問にお答えします。まず建築物などにおけるユニバーサルデザインとはどういうことかと言いますと、直訳では「すべての人の為に、デザインすること」となりますが、すべての人とは、子どもからお年寄り、男の人、女の人、障がいのある人や無い人、右利きや左利きの人、外国の人や妊娠した人、子ども連れの人など、それらの人が利用しやすいように建物や施設、製品などをデザインするという考え方でございます。それらを具体的に進めるためにユニバーサルデザインの7原則が提案されております。誰でも公平に利用できること、使う上で自由度が高いこと、使い方が簡単ですぐ分かることなど7項目が原則として提案されております。

公共的施設は誰が使用されるか分かりません。従って建築物など設計する場合はユニバーサル的な考えの基、実施しなければならないと考えます。今日では、例えばトイレなどの場合、男女のトイレとは別に、多目的トイレなどを設置して色々な方に利用できるような施設となっているはずでございます。福祉の建築物や現場などでは、バリアフリーは当たり前ですし、ユニバーサルデザインに配慮した形になっており、福祉分野では定着した考えとなっているところでございます。議員が言われるように一般的な公共施設での建築物については今後、設計段階などにおいて、ユニバーサルデザインを考慮した設計とするよう、発注時の仕様書に盛り込むなどまた、設計後に専門家の意見を聞くなどして対応していきたいと考えます。以上、梅田議員への答弁としたいと思っております。よろしくお願いたします。

- 議長 再質問ありますか。はい、3番。
- 3番 はい。設計時にこういった建築物等に、そういった専門の方のご意見を伺うという機会をつくっていただくということは、非常にありがたい事でございますの

で、本当によろしくお願ひしたいと思っております。保健福祉課の皆様の努力、ご尽力があつて、また地域の皆様のご協力があつて、この地域が本当に健康長寿の町ということが実現できているということは、本当に素晴らしいなということ、今改めて思ひました。但し、平成15年の分析ということでございまして、それからかれこれ何年か経っているかなと思ひますので、また改めて皆さんの少しゆとりのある時期にですな、またしっかりと分析をまたしていただけるといいのかなということをお願ひしました。

一つ再質問ですが、地域の拠点になるふれあいセンターですけれども、今蘇原のふれあいセンターが、女性トイレが全部洋式化をされました。大変嬉しいなということをお願ひしておりますが、今後直近でそういったトイレの様式化とか、そういったことが進められる所があるのであれば、公共施設の中であれば教えていただきたいと思ひます。

- 議 長 はい、副町長。
(副町長 佐藤滋君)
- 副 町 長 公共施設総合管理計画という計画書ですけれども、その中で改修時期がきたものについては極力トイレは洋式化するような、そんな方向性を持っております。今具体的に来年度はどこをやるかは、現時点では申し上げることはできませんが、方向としては、改修時期がきたものについては洋式化を図っていくということと、先ほど言ひましたユニバーサルデザインについては、極力そういう方向で対応できるようにしたいと思ひますが、金額の絡み、財源的なものもありますので、ベストまではいかないですけれども、ベターなものなるという可能性はあるということだけはお理解をいただきたいと思ひます。以上です。
- 議 長 再質問ありますか。いいですか。
では、次の質問。
- 3 番 続きまして3つ目の質問に入ります。白川町の自殺対策について質問いたします。本町は平成23年度に、こころと命を大切にす事業として早期対応の中心的役割を果たす人材育成の傾聴ボランティアの自主グループを立ち上げております。本町は県内でも自殺者が多い町としても危機感を感じておるところでございます。自殺対策は非常にデリケートなところであり対応は容易ではありません。またボランティア団体だけでは防ぐことは難しい状況です。現在、この傾聴活動はボランティア団体主体となっております。しかし会員だけによる活動範囲はこの広い町内を網羅することは出来ず、非常にもどかしい状態であります。町民の方々のニーズをもう少し近い距離で感じる方々への協力も必要ではないかと思ひます。またゲートキーパーでは町民の役割であるとも考えられるのではないのでしょうか。そこで質問いたします。

一つ目、今までの自殺対策の実施状況と今年度の自殺対策計画はどのようなでしょうか。また課題や反省点などございましたら教えてください。

二つ目、自治協議会、公共料金等の検針員、民生児童委員さん、地域サロン主催者の皆さん等が、ゲートキーパーになりうる方々に対する研修の中に、この傾聴研修を取り入れてはいかがでしょうか。以上2つ、よろしくお願いいたします。

○ 議長 答弁を求めます。保健福祉課長。

(保健福祉課長 田口裕和君)

○ 保健福祉課長 それでは、3番 梅田議員の質問、第3項目、自殺対策についてお答えしたいと思います。質問いただきました自殺対策につきましては、2つほど質問をいただいておりますけれども、併せてお答えさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

議員ご指摘のとおり、白川町は全国や岐阜県の平均と比較しまして、自殺率が高い傾向にあります。そのような中、平成23年から実施しました傾聴ボランティア講座で学ばれた方々が、高齢者の孤立予防を目的とした、傾聴ボランティア「みみずくの会」を平成25年に発足されました。この会は事務局を保健福祉課に置いておりますけれども、志の高い町民の方の積極的な活動に支えられて活動が継続されてきております。しかし、議員ご指摘のとおり、少人数の会員のみで町内のニーズを満たすことはできず、より多くの方に傾聴について学んで頂く必要性を感じておるところでございます。また、議員が言われるとおり、身近な方が傾聴について学んで頂き、日常の中で傾聴が行われることこそが重要なことと認識しております。今年度、聞き上手になるための初心者講座と題しまして、現在活動を行っておられますボランティア以外の新しい方を対象に3回コースで傾聴ボランティア講座を開催いたしました。みみずく会員の皆様方を含め、実人員22人で延べ52人の方にご参加頂きました。しかし、まだ多くの方に参加頂けたとは言いがたい状況でございます。今後は議員も言われますように、各種団体の皆さまにご協力頂き、会議の時間など時間をいただきながら団体へ出向いて、傾聴について学んで頂けるような活動も取り入れていきたいと思っております。

次に、自殺対策計画についてでございますけれども、今年度中の策定に向けて現在とりまとめ中であります。その策定と、その後の計画遂行についての意志決定機関としまして、役場幹部で組織する「いのち支える自殺対策推進本部」を立ち上げ、また「自殺対策連絡協議会」としまして美濃加茂地方法務局、警察署、人権擁護委員、民生委員、学校関係者の方など関係各委員で組織する会を立ち上げ、自殺対策を包括的な考えで取り組む必要性について合意をしておるところでございます。今後、「気づき」「つなげる」事を大切に、計画策定と対策の実施につとめてまいりたいと思っております。最後に、今回このご質問をいただきましたこと、

また研修などのご提案をいただきありがとうございました。今後は、議員各位からご意見など賜りながら、パブリックコメントを通じまして3月中に完成させたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

- 議長 答弁が終わりました。再質問ありますか。はい。
- 3番 再質問ではございませんが、是非前向きな検討をされたいと思いますので、共に私たちも自殺ゼロのまち、暮らしやすいまちを目指してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げまして私の質問を終わります。

- 議長 3番 梅田みつよ君の質問が終わりました。

次、1番 藤井宏之君。

(1番 藤井宏之君)

- 1番 ただ今議長から許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。最初の質問ですが、子ども達の豊かな心を育む教育について、2点について質問いたします。まず本年、10月から新教育長として就任されました鈴木教育長に対してまずご就任誠におめでとうございます。

鈴木教育長は広報しらかわ11月号に新教育長としての抱負を、少子化等によって多くの課題を抱えている本町であるが、子供たちの豊かな心を育む教育を目指して体験を重視した教育を志しておりますというふうに述べられておりました。その豊かな心を育む教育の一例として黒川小便りに載っていた事を紹介させていただきます。

黒川小学校6年生が今年の10月に修学旅行に出かけて、奈良・京都に黒川旋風を巻き起こしたというエピソードを紹介します。書かれたのは校長先生であります。黒川小学校の6年生は10月18日、19日に一泊二日の修学旅行に出かけました。以前学校便りに修学旅行に行った黒川小6年生が、奈良公園ですれ違う高校生に挨拶をし、それに驚いた高校生が照れながら挨拶を返してくれたことを書きました。このとき私は高校生に堂々とあいさつをする子供たちに感動しました。

しかし、今年の場合は一味違っていました。今年の6年生は、奈良公園ですれ違った中・高校生だけでなく、2日間に訪れた様々な見学先で出会ったすべての方々に対して、元気にあいさつをしたのです。出会った人がみんな挨拶を返してくれたわけではありませんでした。中には顔をそむける人もいました。しかし、挨拶をされた多くの方が笑顔になりました。またその場の空気が爽やかになりました。見学先の係員の方や旅館の方に対しても元気な挨拶と爽やかな返事で受け答えをすることが出来ました。挨拶をされた方々のつぶやきも聞こえてきました。その中の一つですが、太奏映画村の係員の方の言葉です。「今年になって500校を超える学校の皆さんが来園されましたが、これだけの

清々しい受け答えをしてくれたお子さんは黒川小学校を入れて2校しかありませんでした。すばらしいお子さんです。」黒川小学校の子供たちの姿が、多くの方々の心を動かしたことは明らかです。こうした体験が今後黒川から外に出た時の子供たちの生き方につながることを大いに期待しています。と書かれていました。

こうしたことは町内どこの学校でも行われていると思いますが、黒川小の6年生は先生からこうなさいと言われて行っている訳ではなく、児童たちが普段の学校生活でも、また地域社会のなかでも自然と声を発しているからこそ出来たことであると思います。私もすばらしいと思います。こうした教育こそ豊かな心を育む教育であると思います。このことは私たち大人に対しても言えるのではとも思いますが、学校教育社会教育の場でも是非「豊かな心を育む教育」をすすめていただきたいと思います。このことも含めて、具体的に思いがあればお聞かせいただきたいと思います。

次に2つ目です。先日、新規就農者の方々との懇談会を地元黒川で開催した時に伺ったお話です。その方は、関東から夫婦子供2人の4人で黒川で新規就農者として現在、農業に取り組んでおられる方ですが、子供さんが今、中学生と小学生であります。子供さんの教育の事で、少人数教育でとても有難いと言っておられました。生徒一人一人に目が行き届き、このことは以前の学校では考えられなかったことであり、マンツーマンに近い様な授業であるため、授業も良くわかると子供さんが言っているとのことでしたと、当初黒川へ来ることに対しては、子供の教育について大変不安を感じていたけれども、黒川へ移住してきて子供たちの喜ぶ顔を見て良かったと夫婦で言うておられました。この少人数教育が白川町の特色でもある教育であると思います。また、少人数教育と学校統合と少し矛盾するところがあるかもしれませんが、文部科学省の国立教育政策研究所からも「学習効果を高めるには、少人数クラス編成が理想的」という報告が出ております。この点についてお考えをお聞きしたいと思います。

○ 議 長 答弁を求めます。教育長。

(教育長 鈴木雅史君)

○ 教 育 長 まず、私ごとではありますが、この度、町長からのご推薦と議員の皆さまからのご承認をいただきまして教育長に就任させていただきました。もとより浅学菲才ではありますが、白川町の教育の推進・発展のため、全力を尽くす所存であります。

1番 藤井議員からの質問、子どもたちの豊かな心を育む教育についてにお答えすることで、町教育行政に対する私の思いを述べさせていただきます。今回、私はじめてこの場に立って答弁をいたします。答弁書の原稿を作成して読み返し

て、いささか理屈っぽいかなというふうに思っておりますが、教育行政を推進するにあたりましては、そのベースに教育に対する原理、原則とかあるいは理念とか、または哲学とかそういったものがあっての教育行政であります。今回は、藤井議員からの質問に対して関わりとか繋がりとか、そして体験の重要性、そして子どもの成長、発達と、こういった3つのキーワードで原稿を作成しております。

まず、1番議員が紹介されました黒川小学校児童の修学旅行での挨拶のエピソードは、私自身も黒川小だよりを読み、また町の校長会では学校交流の場で話を聞き、さらには校長先生から直々にお話を聞いたりしながら知っております。その度に、奈良、京都での黒川小学校の児童が、挨拶をはじめとして大変思い出に残る良い修学旅行ができたんだろうと、目に浮かびます。また、黒川小の校長先生と話しておりますと、校舎の傍を通る黒川中の生徒もあそこを通るたびに、小学校の先生に挨拶をして通っていくと、そんな話も聞いておりますし、私自身いろいろな町内の学校に訪問しますが、玄関や廊下で生徒に会った時、こちらが顔を見合わせると立ち止まって挨拶をしてくれます。非常に清々しく気持ちがいいことだと感じております。このように、町内の子どもたちは爽やかな挨拶ができることから、本町では学校、家庭、地域の皆さんが一体となって子どもの成長を見守ってくださっていると感謝しております。

子どもたちが、挨拶ができるようになるためには、初めはそれが躰とか礼儀作法ということで教えられることが多いわけですが、徐々に挨拶は人と人とのつながりとか、関わりが基盤にあることに気付いていきます。あいさつや躰や礼儀作法を入り口としながら、その行動の奥にある心の成長、言い換えれば、豊かな心の育成があると思っております。黒川小学校の子どもたちは、修学旅行で初対面の人とはいえ、奈良公園や太秦映画村などの見学地、または旅館といった修学旅行ならではの空間を、子どもと初対面の方が共有している、そういったつながりがあるから挨拶ができたのではないかなと私は思います。

さて、私は広報誌や地域での挨拶の場で、体験を重視した教育行政を志していると述べております。白川町の自然、文化、歴史、そして人々に触れ、その素晴らしさや面白さを感じたり、知的好奇心を高めたりしながら、町民が明るく元気よく暮らせるよう教育行政を推進したいと思っております。すでに白川町では、中学生のイタリア派遣、小学生の宮古島との海山交流など他には見られない事業があります。また、町内全小・中学校は特色ある教育活動交付金を使って、様々な体験活動を展開していますが、これは、町の教育の基本方針の一つである「存在感あふれる白川の子どもと保育園・学校の創造」を具体化した事業であります。さらに、社会教育においても現地探索をしたり実物に触れたりするなどの講座が開催されております。私たち人間は、全身の感覚器を使って体験する直接体験や

主として視覚や聴覚を使う間接体験によって感じ、考え、覚えていきます。深い学びを実現するためには、直接体験・間接体験が大切ですが、特に幼児期・学童期には直接体験が重要であります。しかし、大人になっても原理的には同じだと考えております。原理的に同じということは、体のつくりは大人も子どもも同じであるからです。いろいろな情報、刺激は感覚器、感覚神経を通して大脳の視覚野、聴覚野、体性感覚野などに入り、前頭前野に伝わり、さらに記憶の中核と連合して、思考したり判断したり、快・不快を感じたりします。そしてその結果を運動野に伝え、運動神経を経て筋肉を使って行動として表現しています。ヒトはこの過程を瞬時に行っていますので、実に素晴らしい生物、生き物です。ただし、子どもはシナプスと髄鞘の形成途中にあるため、大人と比べて未完成な存在です。従って、子どもの成長と発達バランスよく進むためには、適切な時期に適切な体験をさせてやるのが重要になってきます。乳幼児期はもちろん、児童期ごろまではできるだけ直接的な体験を多くさせてやり、成長や発達に即して間接的な体験を織り交ぜていく、しかも楽しいと感じられるような直接体験が望ましいのです。その逆に、虐待、暴力、今は起きていませんが戦争などの体験をさせてはいけません。心に深くキズを残してしまうからです。大人になっても直接体験は必要です。私ごとですが、先日、私は白川郷学園が公表会を行うと言うことで、実際に白川郷学園へ行き、見てきました。この目で子どもや校舎、環境を見てきました。岐阜県に2校しかない義務教育学校を直接見てみないことには考えることも、判断することもできないと思ったからです。

学校や保育園での体験活動に話を変えます。白川町の保育園や小・中学校では実に様々な体験活動が、意図的・計画的に仕組まれております。子どもの成長と発達を考え、地域の自然・文化・歴史・伝統を踏まえ、さらに保護者や地域の願いも取り入れながら計画され、実施に当たっては保護者や地域の協力を得て行っています。体験を重視した教育の推進には、時間、場所、人、そして費用がかかります。自ずと限界があります。また、よいことだと言って新しいものを次々に盛り込むことは、返って職員や子どもを戸惑わせたり、疲れさせたりしてしまうこともありますので慎重に行うべきと考えております。ただし、現在、私が町校長会で話していることは、ある体験によって子どもがどう感じ、何を考えたかを学校は把握すること、そしてそれを学校日より、学級日より、ホームページなどを通じて保護者などにも伝え、学校と保護者で子どもの成長や発達の具体的な内容を共有することをお願いしております。

また、保護者や地域からは子どもの成長や発達について気付いたことを学校に伝えるという双方向の活動もなされております。町内のある学校では、地域参観日や公表会に参加した人はその感想をタブレットパソコンで入力し、それを生徒

が読むとか、ある学校では、合唱発表会に対する参観者の感想を廊下に掲示し、それを生徒が読むといった双方向の取組がなされておるところもあります。体験は思いつきとかやりっ放しになってはいけません。子どもたちが体験の意味をどうとらえているかが重要です。それは先ほど頭の中で起きている情報処理の過程を簡単に話しましたが、まさしく、体験を通してその子どもの内面に何が残っているかがその子のこれからの生き方につながるからであります。そして、我々大人は、子どもたちが体験からどんな意味をとらえているかを考察することによって、その体験を続けることもある。止めることもある。別のものに換えることもあるというふうに考えております。

このことと学校統合の問題に少し触れます。現在、少子化により学校の統合を検討しているところです。2校が統合して新しい学校になる場合、それぞれの学校が行ってきた体験活動を2校まとめて新たな計画に仕上げなければなりません。2校が持っている自然、文化、歴史と伝統、地域性、保護者や地域の願いが込められたこれまでの計画を見直し、子どもにとってどんな教育環境、体験をさせることが望ましいかという観点で新しい計画を作成していく必要があります。さらに、複式授業を行っている場合、2校の既習内容を付き合い合わせながら、統合した時に未履修の内容が生じないよう進度を調整していく必要があります。このように統合に直面する学校においては、通常の仕事の他にさらに今述べたような仕事があります。このことは、教育委員会事務局においても同様です。統合に伴い関係する教職員、事務局職員には相当な仕事量になりますが、子どものためと思ってこれに立ち向かってもらうことを議員各位におかれましてもご理解をお願いします。

次に、少人数の教育について私の考えを述べます。藤井議員から紹介されました黒川の事例は、2つの点で白川町の教育を考える大変参考になる事例です。一つ目は移住、転校などによる不安とその対応です。大人でさえ転勤や部署の異動などで大なり小なり不安を抱くものですから、子どもが転校による不安を抱くのは当然です。住み慣れた環境から、未だ知らない環境に移り、友達、先生、授業、部活動、通学方法など見通しが立たないからです。子どもによっては町内外への転出入に限らず、入学、進級、進学によって不適應を起す場合もあります。特に発達障がいやその傾向のある子どもは新しい環境に適應することが苦手で、時に不適應症状が出る場合があります。

そこで白川町では、「0歳から15歳までの一貫教育の仕組みと内容の創造」という基本方針により、白川町子ども発達支援システムとあって、乳幼児期から保育園、小学校、中学校そして高校などに進学するまで、その子の成長や発達を支援する仕組みがあります。保育園から小学校へ引き継いだり、逆に小学校から

保育園に尋ねたりすることもやっています。個別の教育支援計画を作っている子どもについては、保護者の了解のもと、小学校から中学校へ、中学校から高等学校へと合理的配慮を引き継いでいます。また、白川町から転校する場合は学校同士の連絡はもちろん、必要に応じて教育委員会同士の連絡も取り合っています。さらに、引継ぎに限らず、相談窓口を多く設け、その都度ケース会議を開いたり、専門機関と連携したりして相談する場を作っています。このようにして子どもが安心して過ごすことができるための取組をしています。ただし、ケースによっては非常に難しいものもあることは事実です。議員が紹介されました家庭は、移住前に教育委員会にも来られ、お会いした記憶があります。その後、特に問題なく、むしろ非常にスムーズに溶け込んでいかれたと思っています。このように、白川町では必要な合理的配慮について検討する仕組みと支援計画の作成と引継ぎ、発達相談、教育相談を実施していますが、それは白川町が人口8千人という小さな町であり、各機関の連携ができているためであります。

二つ目は議員ご指摘の少人数教育と学校統合についてです。まず、少人数教育の少人数とは何人だと少人数になるかなどの規程はありません。ご承知のとおり現在の標準法では、小・中学校の1学級の児童生徒数は40人を規準とし、一部の学年においては35人としています。1つの学年が41人の場合、20人と21人の2つの学級になります。本町の場合、白川中学校のみが1学年に40人を越す学年がありますが、他はすべて1学年20人以下の学級です。従って、議員のおっしゃっている少人数教育というのは、20人、10人、5人などの少人数による指導という意味でよろしいかと思えます。少人数で指導すれば、教師の目が行き届き、一人一人のつまずきの発見やそれに対する手立てが講じやすくなります。子どもにとっては、質問がしやすい、集中できる雰囲気があります。まさにマンツーマンの家庭教師のような関係かもしれません。従って、教科の指導で理解や定着を図るという面では効果があります。一方、子どもたちが多様な考えを出し合い、それを理解することで自分自身の幅を広くすること。多様な個性があり、ぶつかることもあれば、それを乗り越えて相互理解に至るという経験は少人数では難しくなってきます。大人数の学校はクラスを分けて少人数による指導をすることを考えますし、少人数の学校は集まることによって大人数で学習する体験をさせてやることを考えます。白川町では、複式のある3つの小学校では時々集合して学習する機会を設けています。ただし、集合して行う学習は移動に多くの時間をとられること、事前の学習進度の調整を行わねばならないことなど課題が多くあり、頻繁に行うことはできません。テレビ会議で交流する方法は移動に時間はかかりませんが、実物に触れることはできないこと、また事前指導に時間がかかることなどこれにも課題が残ります。どの方法でも効果と課題があり、

課題を克服するために学校はいろいろと工夫をしているのが事実です。

そこで、前半でも述べました子どもの成長や発達という視点で集団を考えてみます。子どもは生まれた時は母親しか認識できませんが、しばらくすると父親の存在を認識できるようになります。成長に伴い男の子が父親に対してライバル意識を抱くエディプスコンプレックス、女の子が母親に対してライバル意識を抱くエレクトラコンプレックスという概念を用いたのは精神分析学者のフロイトです。つまり、乳幼児の他者認識は初めは自分と母親の2人、そして父親が入って3人にと、少しずつ増えていきますが、小学校低学年のころまでは相互の結びつきは余り強くありません。小学校中学年ぐらになると仲間と群れて遊ぶことができます。しかし、近年の子どもは、子ども自身の生活に余裕が無くなり、そういった行動も少なくなってきましたが、本来ならその発達段階です。小学校高学年から中学生くらいになると集団の目標や個人の役割が分かるようになり、組織として動く力が付いてきます。その途中で時には仲間同士がぶつかったり、時には教師に反抗したりといったことも起こります。また、教師という職業にあこがれる生徒も出てきます。このように考えると、成長や発達とともに適度に大きな集団で生活、学習していくことが可能ならば、そのようにしてやった方がよいのではないのでしょうか。大勢でききるスポーツ、大勢でできる行事などを体験させてやりたいものです。そして、教科の学習においては大勢でやったり、場合によっては議員ご指摘のような少人数の形態で行ったりする環境がよいのではないのでしょうか。学校の再編に関して教育委員会からは、可能な限り地域に学校を残したい、しかし少子化により生じている様々な課題を解決するためには統合という方策をとっていく。それでも少子化が進む場合は1小1中、または1小中一貫校、つまり義務教育学校も視野に入れて検討するという基本方針を出しております。そこには子どもの成長と発達という視点も踏まえていることのご理解を願って答弁とさせていただきます。

○ 議長 答弁が終わりました。ここで1時まで休憩入れます。（午後0時04分）

○ 議長 再開します。（午後1時）

1番 再質問ありますか。はい。

○ 1番 ただ今は教育長から就任にあたってのこれからの思いというものを聞かせていただいたと思います。質問の1つ、2つ目も共通しますけども、やはり豊かな心を育む教育というのが、やはり一番の根底の基本であると思います。黒川小学校のような事例もあったわけですが、ああしたやはり普段の生活の中で行っている教育こそが、こうしたことに繋がっていくと思っておりますし、特にこうした中で特色ある学校の教育づくりというのが、一つのこの白川町の教育の目玉であると思います。そうした特色ある学校づくりというのを、少人数だからできるって

ということもあるかもしれませんが、前の瀬瀬教育長の時もそんな質問をしたような記憶がありますが、理想かもしれませんが、白川町でこんな教育をしているんだったら、白川町へ是非引っ越してきたい、せめて子どもだけでも白川町へ通わせたい、そんな学校というか白川町であってほしいなというふうに思います。人口減少が叫ばれる中でこの教育ってことひとつにとっても、人口を増やすといえますか、先ほどの黒川の新規就農者でこうやった方もあるように、白川町へ来てよかったというふうに思われているような、そんな教育が白川町で出来ていると思いますので、是非そんなことを思いながら、それで人口に歯止めがかかったり、子どもさんがそれで増えたとかいういろんな結果を是非出していただきたいと思いますが、その辺りについてももし何かあれば聞かせてください。

- 議 長 はい、教育長。
- 教 育 長 ありがとうございます。今、議員おっしゃったように、白川町ではこんなふうに子どもの事をよく見てもらっているというような話は、私の方にも耳に入ってきます。特別特徴的なとか、あるいは大きなイベントのようなものはやらなくても、実に少人数であるもんですから、先生が子どもの面倒をよく見てくれると、心配なことがあったら学校に相談しようと、こういうような雰囲気といいますかね、そしてまたそのことに応じては、町でもバックアップする体制が出来ていると思います。なかなかそれを宣伝という言葉がおかしいですけど、そういうことはほとんどしてませんが、いわゆる人伝え、口コミでそういった評判は伝わっておるようですし、中には転出された家庭も白川町の良さを振り返って言うてくださる方もありますので、その所は普段、大事にしていきたいなというふうに思っております。後、その普段のことと、もう一つ特色のあるということで、学校あるいは保育園は、それぞれ地域性を活かした活動をしております。次年度に向けて、あるいは長期的展望にたつてというよりも、今年度の途中でありまして、今後更に白川の特徴をとということも思うこともありますけれども、先ほど答弁で述べましたように、今やっていることの成果といいますか良さは何かと、今やっていることが子どもにとってどういう意味があり、何が残っているかということや学校ではしっかりと評価してもらいながら新たなものも入れていくと、そこに町も加わっていくということです。基本的に教育課程の編成とか実施、評価は校長に任せられておりますけれども、その前提には国の法律とか町の方針を受けて学校長は教育課程を編成し、評価するというような仕組みになっておりますので、今現在としては、学校が評価している物を町としてはしっかりみながら次年度、またその次に私は繋げていきたいなというふうに思っておりますので、今はそう考えております。お願いします。
- 議 長 再質問ありますか。いいですか。

では、次の質問。

- 1 番 それでは2つ目の質問に移ります。住宅ストック活用計画の進捗状況と若者定住住宅の整備について質問いたします。

10月11日の議会議員協議会にて白川町住生活総合計画に係るアンケート集計結果が報告されました。その中で注目したのが、空き家対策の一番有効な対策として、空き家を町が買い取り、町営住宅として使用すると答えた方が多くありました。そして新しい町営住宅建設に大切なこととして、なるべく安く住める住宅・子育て世帯に配慮した住宅・高齢者に配慮した住宅を望むとする回答が多くありました。

私の地域である黒川では、新規就農者の方々の仲間の中では、まだまだ移住してきたい人たちが多くいると聞いております。住む場所、空耕作地等の課題はありますが、住む場所についてお聞きします。

昨年6月に住宅ストック計画進捗状況を一般質問した際にも再度お聞きしました島根県的美郷町が行っている若者定住住宅事業について質問しました。これは40歳以下で小学校以下の子供さんを持つ世帯に対して、新築の平屋一戸建て住宅を整備し、家賃3万円で20年後に住宅を、25年後には土地を町から無償譲渡することができるという制度について質問しました。その時の回答では、今回の白川町住生活基本計画にも前向きに若者定住住宅を検討させていただきますと回答を頂いております。平成27年の時も同じく前向きに検討しますとの回答がありました。

現在、空き家バンクに登録できる物件が足りない状況の中、黒川のように移住してきたい仲間がまだ多くいるとの状況の中で、例えば、先ほどのアンケート回答のように空き家を町が買い取り、リフォームするか建替えるかして町営住宅として活用して頂きたいと思います。

建替えるのであれば新築一戸建てを整備して、永住を条件に20年間は家賃を払い続け、25年後には土地、建物とも借主に譲渡することも検討して頂けないかと思います。先ほどの、特色ある教育も含めて白川町で子供を教育させたいとか、白川町で子供を育てたいとかそのような白川町を創り上げていただきたいと思います。是非、選択肢の一つとして空き家を活用した若者定住住宅事業を検討して頂きたいと思います。今回を含めて3回目ではありますがこの点について質問をします。なお、この前全員協議会の時にこの白川町住生活総合計画の案をいただきましたが、この質問が締切後でしたので、ちょっとそのことは触れることはできませんが、併せてよろしくお願ひします。

- 議 長 はい、答弁を求めます。建設環境課長。
(建設環境課長 藤井勝則君)

○ 建設環境課長 はい、それでは1番 藤井議員の質問、住宅取得活用計画進捗状況と若者定住住宅の整備についてお答えします。まず始めに、白川町住生活総合計画の進捗状況についてご報告致します。白川町住生活総合計画策定にあたり、今年2月、町内の自治会加入全世帯を対象に、住生活に関するアンケート調査を実施させていただきました。これは、皆様の現在のお住まいや将来の住環境に対する意識を客観的な数値として把握し、そこからみえる課題、対策を本計画に反映することを目的に、委託先であります岐阜大学と共同で行ったものでございます。

アンケートの回答率ですが、町内自治会加入世帯2,841世帯にアンケート用紙を配付し、2,500世帯から回答が得られ、世帯としての回答率は88%と大変高い回答を得ることが出来ました。また、多世代からの意見を得る目的から、20歳以上で家を継いでいく予定がある方が同居されている場合に回答をいただくよう、アンケート用紙を1世帯あたり2部配付致しましたので、全部で3,009通の回答をいただいております。この度、アンケートにお答えをいただきました町民の皆様、並びにアンケート用紙の配付や回収にご協力をいただきました皆様にこの場をお借りしてお礼申し上げます。ありがとうございました。回収しましたアンケート用紙につきましては、委託先であります岐阜大学に送付し、結果の集計と分析を依頼しました。また、10月の議会議員協議会の場において、岐阜大学の担当教授より、アンケート集計結果及び分析結果についてご報告させていただき、現在は、計画（案）の文章の推敲を行っているところです。

この度、藤井議員よりご質問をいただきましたので、この場をお借りし、本計画（案）の基本理念と5つの目標について紹介させていただきます。本計画の中には「白川町町営住宅長寿命化計画」及び「白川町空き家等対策計画」についても合せて載せており、総合的な住宅施策の実施を計画して参ります。また、こうした総合的なまちづくりにおける住生活環境分野の施策を受け持つことから、白川町に住んで良かったと思えるまちづくりを住宅施策の基本理念として掲げております。この基本理念のもと、住み慣れた住宅や地域で快適に暮らし続けることができるよう、5つの目標を設定しました。目標1としまして、子育て世帯・高齢世帯の満足度の向上、目標2. 空き家対策の推進、目標3. 若者の移住・定住の促進、目標4. 安心して暮らせる町営住宅の供給、目標5. 白川町版コンパクトなまちづくりの推進を目標と定めて施策の展開を図って参りたいと考えておりますし、白川町第6次総合計画にも繋げていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

さて、藤井議員ご提案の空き家を活用した若者定住住宅事業についてですが、先程5つの目標の中にも申し上げましたように、空き家対策の推進と若者の移住

・定住の促進につきましては、今後の住宅施策を展開していくうえでは、重要な柱として設定をさせていただいております。空き家対策の推進につきましては、空き家及び空き家の跡地は、所有者の財産であることはもちろんですが、地域においても活性化につながる有効な資産となる可能性を持っています。所有者に対し、有効活用を促すことにより、地域の活性化や集落機能の向上にも繋がります。このため、町ではこの様な取り組みを新年度スタートする予定の「一般社団法人白川町移住交流サポートセンター」と連携し、町又はサポートセンターが、空き家を取得又は借り上げ、必要なリフォームを行った上で、住宅として提供するなど、空き家等の利活用について推進して参ります。また、入居後一定期間を経過すると土地と建物を譲渡する制度のご提案につきましては、何年後に入居者に対して無償譲渡するのか、建築費や家賃をいくりにするのか、家賃を安くした場合の家賃使用料の総額と建築費等の差額の扱いをどうするのかや財源の確保など、検討課題が多くありますので、議員の皆様はじめ関係する方々と協議を積み重ね、仕組み作りや具体的な制度設計について考えて参ります。

本町は、人口減少と少子高齢化が進行している中で、移住・定住環境の整備によるまちの発展が期待できます。若者が引き続き町内に住み続け、IターンやUターン等の転入を促進するため、空き家を活用した移住・定住対策の推進や賃貸住宅需要への対応など、財政状況について配慮しながら、出来る限り多様な選択肢を準備しておくことが必要と考えております。白川町住生活総合計画の策定にあたっては、議員各位のご理解を賜り、平成31年3月に完成させたいと存じますので、今後とも宜しくお願い致します。以上、藤井議員の質問に対するに答弁と致します。

- 議長 再質問ありますか。はい。
- 1番 私の言葉が足りなかったこともあるかもしれませんが、特に空き家対策で、アンケートの中にもそういった回答が沢山出てましたので、皆さんもそういうふうに思ってみえるんだなと思うんですけども、こういった今までの町営住宅のように1か所に何棟も造るというそういう考え方ではなくて、それぞれ、例えば細かくいえば自治会に1つだとか協議会に1つだとか、そういう状況のような空き家の提供者があつて、そういった所を町が買い上げて、リフォームするなり建て替えるなりということ、その地域も潤うといいますか、人が増えるということも潤いますし、そういった考え方でやっていただけるといいなというふうに思っております。実は黒川も、先ほど新規就農者の方が多いという話をしたんですが、やはり就農者の方々の中にもやはりそういった考え方があつて、今空き家を借りて入られる方もあれば、将来これが自分の家になるといいなとか、そんな思いも、そういった考え方もあるということがよく分かりまし

た。やはりこう言うては失礼かもしれませんが、僕らとしてはやはり地域に永住していただきたいというか、そういった考え方がありますので、そういった方向に結び付けられるようなそんな制度の町営住宅をしていただけるといいなというふうに思っておりますが、今言われたことの中の回答と重複しているかもしれませんが、もう一度その点についてお聞きしたいですが。

○ 議 長

はい、建設環境課長。

○ 建設環境課長

ありがとうございます。今の空き家につきましては、この後サポートセンター等で考えていかないかなあというふうに考えております。それで今現在も住宅取得支援補助金ということで、中古住宅のですね、取得あるいは賃貸対しまして改修の補助金は町の方から出ております。今言われた空き家を町が買ったというか買い取ってというようなことで建て替えるというようなことも、これからそういうことができれば考えていかないかというふうに思いますけれど、その場合ちょっと危惧されるのは、今の土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンあるいは土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンですけれど、白川町の場合こういった所に建っている空き家が結構あるというようなことで、この住民等の生命または身体に危害が生ずる恐れがある所に建っているものという所にまた建て直すというの、町が建てなおしてもどうかというようなこともありますし、レッドゾーンに建てるのは難しいと考えております。そういった問題もありますし、それから議員が言ってみえます新築一戸建ての住宅を団地に整備するのか、今の空き家のところを取り壊して整備するのかわるんな方法があるかと思えますけれど、家賃3万円で25年後に土地、建物とも借主に持家を譲渡するということになると、家賃で月3万円での25年間の家賃ということになりますと家賃の総額が900万円ということになりますし、それから島根県的美郷町で建築費をお聞きしたんですけど、この建築費が妥当かどうかはわかりませんが、10年前は一戸当たりが大体1,500万円ぐらいだったのが、今は大体2,000万円ほどかかっていると言われました。これは住宅の大小にもよりますので何とも言えませんが、そこで町としましては、国等の補助制度や交付税措置がある有利な起債の活用ができないかということで、何らかの制度と対象となるメニューがないか調べてみたんですけど、今現在では中々いい制度が見つからないというような状況でございます。建築費や家賃をいくらにするのかとか、あるいは財政的な面でのどのようにするのかというような検討課題が多々あります。現在策定中の住生活総合計画についても、議員さんにも一緒になって協議していただきたいなというふうに考えておりますので、そんな中ですね、議員の皆さんにはよろしくお聞きしたいというふうに思っておりますので、お願いします。

- 議 長 再質問ありますか。いいですか。
企画課長。
(企画課長 安江章君)
- 企画課長 移住交流サポートセンター、それから空き家の関係は企画課の方で担当しておりますので、その点については私の方から少しだけお答えさせていただきたいと思っております。
現在、町内に空き家は500軒を超える状況となっております。ただ、サポートセンターの方に登録をいただいている空き家につきましては58軒ということで、まだまだ提供する空き家が不足しているというような状況となっておりますので、藤井議員が言われたように、地域の方も是非こちらの空き家の登録、提供についてご協力をいただければというふうに思っております。先ほど答弁の中でも話がありましたけれども、移住交流サポートセンターをここで法人化してまいります。いよいよこれで収益事業もできるということになりますので、今までできなかった提供方法等も新たに加えながら、事業を推進していきたいと思っております。
- 議 長 再質問。はい。
- 1 番 最後に質問ではございませんが、一応希望することはやはり定住ですので、そういった特に若い方というかいろんな方の夢を壊さないように、本当にこの白川町に住みたいという気持ちを何とかそういった形で出していただけると、それも一つの特色ある白川町だと思いますので、どうかそういったことにもこれからもよろしくお願ひしたいと思ひます。これで終わります。
- 議 長 1番 藤井宏之君の質問を終わります。
2番 佐伯好典君。
(2番 佐伯好典君)
- 2 番 ただ今議長より許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。私の質問は、町長が一期目にことあるごとに発言されていた「宝物探し」について伺います。
町長が1期目より掲げている「みんなでやろまいか」という言葉は、行政だけでなく、町民、企業、団体などみんなでまちづくりを行う「協働」という、これからの行政があるべき姿をわかりやすく表した、良い言葉だと思います。しかしながら、1期目の挨拶等で多く発言されていた「宝物探し」については町長のお言葉の真意が本当に正しく伝わっているのか少々疑問を感じます。町民に向け「宝物探し」をテーマに各地区ごとでワールドカフェ方式による意見を聞く機会を何度となく持たれたことは知っております。その中で生まれた事業もいくつかあり、記憶に新しいところでは、10月に東座で行われた「アートでお化け屋敷」

など、人材育成事業である魅力発見塾の開催から生まれ、新しい取り組みに発展したケースもあることも承知しています。「みんなでやろまいか」と協働を呼びかけ「宝物探し」というキーワードで白川町の魅力の再認識、新たな魅力の創出を進めようとする町長の手法に賛同はしていますが、現在その成果がどの程度形となっているのか、今後はどう展開、発展させる予定なのか。そもそも「宝物探し」の目的についての話を聞く機会が少ないため「宝物探し」について多くの町民が理解しているとは言い難い状況ではないかと思えます。2期目に入り「宝物探し」という言葉を挨拶等で使われることがなくなったと感じていますが「宝物探し」の目的はなんだったのか、これまでに「宝物探し」で何が見つかри、それをどう活用しようとしておられるのか、就任後5年間の「宝物探し」の成果について答弁をよろしくお願いします。

○ 議 長 はい、答弁を求めます。町長。

(町長 横家敏昭君)

○ 町 長 はい、早速応援をありがとうございます。まず基本的な考えとしましては、地域づくりの大前提は、住民が自分たちが住む地域をどれだけ愛しているか、そしてそれが家庭内でどう受け継がれているかという、この一言だというふうに私は思っております。私が宝物探しということを思いついた一つのきっかけというのは、昭和23年9月長野県議会定例会において、長野県分県、すなわち善光寺平、佐久平を中心とする北信濃と松本、伊那を中心とする南信濃に分けようとするそういった事項と申しますか検案がございました。事前のおおたかの予想は、分県派が多数であり、長野県は2つに分かれるという予想が既にされておりました。そしていよいよ採決の昭和23年3月19日のことでございますけれども、長野県議会棟を多くの県民が取り囲んでいました。これから採決が始まろうとしたその時に、議会棟を取り囲んでいた人々の中から、信濃の国は10州に境連なる国にしてという、あの信濃の国という長野県の県民歌が歌われたということだそうでございます。そして、その歌声というのがは議場の中にも、そして議員の中でもその歌を口ずさむような状況になったそうであります。そしていよいよ採決の中で、結果は分県反対派が大多数となり、そして現在の長野県が最も郷土意識の高い県として今現在残っておるといふ、そういった歴史的な事実もでございます。私はそこで、岐阜県民の歌を皆さんご存じでしょうか。あるいは白川町民の歌ご存じでしょうかというような形で、是非白川町民の歌をとということで、今広報でも朝流させておっていただきますし、当然いろんな集会の中でも町民の歌も流させておっていただくわけでございます。

それと同時にでございますけれども、岐阜県では平成26年、清流の国ぎふ憲章が制定されておりますことは既にご承知だというふうに思います。役場庁舎2階、いわゆる階段の踊り場のところに、いつもそのことを心がけるようにそのことを継承して

おります。改めて申し上げますと、県は知、創、伝という3つの言葉を漢字で並べておりまして、知とは自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます。創とは、ふるさとの宝ものを磨き、活かし、新たな創造と発信に努めます。そして伝とは、清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます。

私が町長就任するとまもなく地方創生が国政の課題となり現在に至っておりますけれども、白川町においては、それよりずっと以前からの地方創生というのは課題でございます。私は物理的な分野は別として、真の当事者である住民の皆さんが故郷をどう思っているかが大きな課題だと認識したところでございます。そこで故郷を再認識していただきたい、それがないと地域づくりなどないと感じ、宝もの探しを提唱させていただいたものでございます。これは倉に眠っているお宝を鑑定するようなものではなく、良いところ探しを提唱したものです。まず家庭から、相手の良い所を探してくださいという話しをいつもあいさつの中でさせていただきます。職場でもそうですけれども、相手の良いところをまず探して、悪い所探しはやめていただきたい。悪いところは見ないでくださいというようなことを申し上げたわけでございます。それが私の心の、真の思いでございます。その思いを職員の皆さん方が受け取っていただきまして、それぞれの中で、先ほどありましたようないろんな事業に手掛けておってくださるわけでございますけれども、私は物理的なことよりまずそのことに気づいていただきたいなという思いで提唱したものでございます。それぞれの思いの中で、事業を展開する中で、いろんな、多分佐伯議員にも参加をいただくようなああいって事業もそうでございますけれども、先ほど教育長からも話がありましたように、子ども達も大事な宝ものであるというそういうことで、まずふるさとを自慢するようなものに持っていければ有り難いなというふうに思いますし、そしてもう一つ、ここで私が宝もの探しをする中で、一つの成果というのが国道の41号の話でございます。私はこればかりを申し上げますけれども、今回この国道の正式な名前が国道41号飛水峡上麻生防災というふうに決定をいたしました。なぜ申し上げますかと言いますと、国道の改修の話が出たのが、白川茶を海外へ展開するという話をしたことからでございました。いわゆるふるさとの皆さん方が、郷土の皆さん方がどんどん人口が少なくなっているがどう頑張っているかということ、国としては本来ならばこんな人口が減るところに投資はしたくないという話しでしたんですけども、是非そういったものがあつたらということ、歌舞伎だとかこうしたものを提供いたしましたらそれがほしかったということで、それが国への陳情の文章になって今現在に至っておるということも報告しておきます。

それから、私も自慢のものとして、今年の1月に岐阜新聞に投稿していただいた素描ですね、素描欄に白川町の自慢をずっと投稿させていただきました。あれ

が私の思っておるそれも一つですけども、具体的な宝ものの事例だというふうに考えておりますし、そして私は個人的には白川8景というものも自分で作っております、こういったものも持っております。そんなことはともかくとしまして、皆さん方がようは白川町、ふるさとを愛して、そして住んで良かった、生まれて良かったという認識を持って頂くことが一番の目的でございます。

- 議 長 再質問ありますか。はい。
- 2 番 はい、答弁ありがとうございました。再質問をさせていただきます。宝物さがしの目的については、改めて先ほど出た言葉、協同という住民から何かを、自ら発信してつくり、それをまた次の世代に伝えていくと、やはりこういった昔からといったらあれですけど、田舎の文化が残っている白川町のようなところでは、とてもそういうことが大切だとは私も思っておりますし、それは素晴らしいことだと思います。最初の質問でもあったんですけども、やっぱり行政が協同を呼びかける時というのは、分かり易さというのがすごく僕は必要だと思っております。みんなでやろまいかというのも分かり易いですし、宝ものさがしっていうのも言われていることはすぐ理解はできると思うんです。ただやはり、それをどう町民に伝えるか、例えば僕もその言葉を聞いた時に、宝もの探し皆でやろまいか、その宝ものが見つかった時にどこに言えばいいんだ、誰が受け止めてくれるんだ。結局その共同を呼びかけても、それを受け止める場所というのが明確ではなかったんじゃないのかなと思います。今の上麻生防災の話でもあったんですけど、白川茶が販売のためにという話があったんですけど、本来なら宝もの探しがうまくいってれば、それは町民が、皆さん白川茶を押しつけてそれが繋がってあそこができたんだっていう話しが町民から出てしかりだと思うんですね。やはりこういう分かり易いキーワードで町民に訴えるというのは素晴らしいことだと思うんですけども、やはり今の何が見つかったのかということ、それは町長ご自身が何が見つかったというようりかは、町民からこういうことを見つけましたよというような話があるかということと、町民が何かを見つけたものが結局活用されたかというのが、ちょっと魅力発見塾のことに触れさせていただいたんですけども、それ以外にあって、今後それが町としてこの宝ものさがしということを行ったおかげで、これから更に伸ばしていくものがあるかというところをもう一つお伺いしたいと思います。

- 議 長 はい。町長。
- 町 長 魅力発見塾もここに資料がございますけれども、決して魅力発見塾だけじゃなくして、本当に町民ひとりひとりの人達がみんなでやろまいかですから、そういう理解をいただきたい。それから好きなことも結構ですけども、地域の中で、あるいはそうしたグループ的なもので、地域をもう少しこう巻き込んだようなそん

な活動を私は願っておるわけですし、もう少し、もっと掘り下げないといけないとか、そういう思いでもおるわけです。そんなことをどうやったらやってけるか、それを是非皆さんにも今度は教えていただきたいなと思っております。

○ 議 長 企画課長。

(企画課長 安江章君)

○ 企画課長 佐伯議員の質問、宝ものさがしの真意とはというようなご質問の中で、町長の宝ものさがしは実際の宝ものをさがすことではなくて、ふるさとを再認識してもらいたい、ふるさとの良さに気付いてほしいという意識改革が本当の狙いといったようなお話が今答弁としてあったところでございます。成果を図る意識改革ですので、推測化は難しいというようなところでございますけれども、私たち事務方としては、今の町長の思いをどう進めていくかという中で、意識改革のきっかけづくりを進める中で広聴事業を行ってきました。それが26年度に行いました宝ものさがしのワールドカフェといったようなことで、各地区ごとに15回ほど開催してまいりました。いろんなご意見をいただく中で、そうした意見聴取の場から生まれた事業の一例としましては、住宅補助金の拡充ですとか、女性活躍のためのスモールビジネス化チャレンジ交付金、子育て応援ごみ袋の支援支給事業、ふるさと定着推進補助金、これら全てご意見の中で出たものというわけではありませんけれども、いろんなご意見の中で町がしくみを考えたものでもあります。いろんなご意見を聞く中で、意見を聞くだけでは駄目だと、やっぱり宝ものを磨いていく人がいないことには町づくりは進まないという中で進めてきたのが人材養成塾、更には魅力発見塾ということで、佐伯議員も関わっていただいておりますけれども、たくさんの素晴らしい事業が今現在展開されておりますし、今度3期目もスタートするという状況となっております。まずはふるさとを再認識するという意識改革、それからいろんな意見をお聞きする中でそれを少しずつ形にしていくその繰り返しは最終的には町長の言っておられる宝ものさがしの具現化に繋がっていくのではないかとこのように思っているところです。

○ 議 長 はい。

○ 2 番 すみません。再質問させていただきます。今のワールドカフェ、僕の質問の方でもふれさせていただいたんですけども、またちょっと似たようなことになるかもしれませんが、やはり分かり易さというのがすごく重要で、このワールドカフェによって町民の方々のいろんなお話を聞いて、町民の方々がすごく喜んでる一面もあるんですけど、逆にその話を更に聞いていくと、でも結局あれ聞いただけで、何になってたか分からないよねっていう話しがやっぱり最終的に多く聞こえています。そもそもの皆でやろまいか、宝ものさがしっていうキーワードが分かりやすすぎる結果、その後生まれてきたものに対しての、その分かり易い答えを

しないと、なかなか皆さんそういう意識に気付かれないのではないのかなと思います。なので分かり易いキーワード、例えば町民が誰かこういうふうに見つけたって思った時に、そこを受け止める場所っていうものが、例えばその町長が宝ものさがし、もしそういうのが見つかったら地域で声をあげて下さいとか、誰でもいいので職員に相談してくださいと、そうすれば町長の基に届いて、それに対して何か動きがあるような、そういう分かり易いものを皆イメージしていたと思うんです。最初、皆さんやはり宝ものさがしを呼びかけるということは、そういうことだと思っただけなんですけれども、やはりそういった意味で、今2期目に入ってあまりその言葉を使わなくなっているんですけども、もう少し町民に向けて、その成果というものを報告するというか、結果どうだったよということを、またこれも分かり易く説明していただけると、あれってこうだったんだなということで、皆さん理解がまた進むかなと思っておりますので、その今の周知だけお願いしたいと思っております。

- 議 長 町長。
- 町 長 それぞれ皆さんから出たいろんな宝ものにまず磨きを加える必要が、まだ皆さん方からはその提案というような形で、例えばここに出ておるいろんなことも出ておるわけですけども、1回実行してみたがどうだったというようなそんな話も受けております。それを更に伝えていく必要があるなと思っておりますし、それらをどう伝えていくかということ、担当者には当然参加もしてもらってますので分かり易いかと思っておりますけども、まず町民の皆さんにどうご理解いただくかということが必要になってくるというふうに思っておりますので、これもいろんなメディアとかSNS、いろんな形を使って是非皆さんにも知って、そして参加をしていただきたいなというふうに思います。更にそれを当然町外の皆さん方に伝えていくわけでございますので、それらにつきましてもご理解とご指導をお願いし答弁とさせていただきます。
- 議 長 はい、2番 佐伯好典君の質問を終わります。
次、4番 服部圭子君。
(4番 服部圭子君)
- 4 番 それでは議長のお許しがいただけましたので、一般質問させていただきます。最初の質問は、子どもの人口減少対策その強化について質問させていただきます。白川町では、平成28年にまち、ひと、しごと総合戦略というものを策定しており、若者、子育て世代の減少を少しでも引き延ばすために、移住生活、子どもたちへのふるさと体験、有機農業を奨める等、様々な取り組みを行い、その成果も移住者の増加等ででており、各担当課の職員やまたかかわっていただいている町民の方々や団体の方々には、心より感謝申し上げます。しかしながら子

どもの人口の減少は続いており、学校の統合化もやむなしという状況を生んでいます。

国におかれましては、希望出生率、これは子どもは何人欲しいかという出生率ですが、それが1.8であるという実現に向けて施策が取られたり、待機児童の問題があげられておりますが、私たち地方の少子化対策にとっては、そもそも子どもを産み育てる世代が、都市に流れる傾向そういうものがさらに強まっている傾向にあるわけで、高齢化率が高いのと同様、それらは国の都市部中心の施策に傾いているというように感じております。現に今国会では、保育料の無料化というものも検討されつつ、実行されつつありますが、白川町ではすでに取り組みされている施策です。ただ、中には地域における少子化対策強化といった施策もあり、平成30年度地域少子化対策重点推進交付金といった制度も施行されて全国でも活かされております。本町でもこの財源は利用を検討してはと考えるところです。

また、日本の少子化の原因としては、少子化対策が進んでいる先進国と比較しますと、日本の社会では労働時間が長く、子育てや家事は女性のやること、家族友人と過ごす時間より仕事優先といった日本型社会が生んでいる点も指摘されています。勤勉な日本型の縦社会は、災害の多い風土が育み、工業経済時代には、豊かな経済社会を築いたとも言われておりますが、現在のような情報と世界中の人と人とのネットワークが可能となった今では、経済成長、少子化対策のためにもこのような日本型社会の変革が求められていると言われております。

では、どのような変革をしていけばいいのでしょうか。それを内閣府ホームページの少子化対策、子ども、子育て支援に上がっていた、少子化の現状調査や、財団法人こども未来財団のアンケート調査、国立社会保障人口問題研究所の出生動向基本調査による分析から、このような視点を強化すれば子どもの人口や出生率が向上するといった点がいくつかあげられており、その中でも白川町で進めなくてはならないと考えられた視点を4つお伝えしたいと思います。また、それを進めるために、町の取り組みもお聞きします。

では、その4つについてお伝えします。まず1点目は、子育ての経済的支援です。理想の子ども数を持たない、本当は二人以上欲しいんだけど、一人しか子供を育てられない、そんな理由のトップが子育てや教育にお金がかかりすぎるからということがあげられています。子育てに係る費用は、極力社会が出す、そんな考えが子ども人口率を増やしている、減らせていない国々では行っている施策です。

また2番目には、相談できる人がいる環境を増やすという事です。10年前と比べました調査では、子育ての悩みを相談できる人がいると答えた人が73%から10年前に比べ43%となっており、30%も減っています。やはり白川町で

も状況は一緒ではないかと、一緒とは言いませんが進んでいるのではないかと思います。子育て世帯が激減していますので、近所に遊ぶ相手や友達が作りにくい、相談できる人が見えにくい地域の状況は進んでいると思います。

3番目に上げられますのは、預けられる人や場を増やす事があれば、人口減少に少し歯止めがかかるということです。こちらも調査では、10年間で預けられる人が周りにいるという人が57%から27%に減っています。白川町でも、祖父母世代も働いていたりとか、介護と子育てを背負う家庭も多く、また一人親家庭も増えており、現に未満児保育を利用する家庭は増えております。未満児保育や、また学校の放課後学童保育の充実が必要だと考えられます。

4番目には、就学前の育児における妻と夫の役割は同じように行うそんな価値観をもった家庭を増やすことです。今では、車の免許を持っている女性は農村部暮らしには当たり前になっていますし必需品です。ですが、少し前の女性は、免許は取らせてもらえなかった、そんな女性も多かったと聞きます。古い家父長制が残る農村社会では、家事育児には男女とも同じく役割を持つとする若い子育て世代を受け入れることに少し壁が厚い面があります。年齢問わず男女とも、育児家事の役割を担いあう社会を奨めていくことも、少子化対策と言えます。また、命を育むことを小さなうちからまじかに体験できる教育環境や、男女ともに中学生、高校生、若者たちには命を育み、心と体を守る性教育も大切だと考えます。以上のような4つの視点について、白川町での取り組みをお聞かせください。

また、少子化対策については、町の重要施策として位置づけていると思いますが、その点からもさらなる強化策、進化した策が必要だと思います。先に述べました4つの視点からも、具体的に次のような強化策も提案したいと思います。その1つとして、先に国の施策のところであげましたが、国の地域少子化対策重点推進交付金を活用して、切れ目ない結婚、出産、子育て支援計画を立てて、さらに推し進める考えはないかお聞きします。

また2番目には、子育て支援センター、これが白川町では大活躍していると聞いています。それが多くの親子さんや祖父母さんに利用されているということを知っていますが、どのような役割をしているのか、その現状とまた今後についてお聞きします。

3番目には、出生率を上げるため多子世帯、子どもが沢山いる世帯への一層の配慮が国からも求められています。未満児の保育料の2子目、3子目への軽減支援について入園児の数で、ちょっとわかりやすく言いますと、入園している子どもさんが2人いれば、2人目からは半額というような施策が白川町では支援が行われています。ですが、2人目の子どもさんが小学校にあがりますと、園には1人残ってしまうと、1人目の半額ではなく保育料がいるという現状です。そうい

う点から、やはり2人目、3人目のお子さんへの配慮という点からは、兄弟が小学校に上がっている家庭でも、その助成が受けられるように出来ないかと考えます。3歳児からの保育料の無料化を早くから進めてきていただきましたが、未満児についても1子目から所得に応じた保育料を半額にする、または無料にするといった経済支援に見直す考えはないか質問します。すみません。無料にするというのは通告していませんので、半額にする経済性に見合わず考えはないか。

4番目には、具体的に子育て世代の定住移住を進めるためにも、子どもの出産祝いの金額として、現在は1人目、2人目、3人目と差があるんですけども、1人目のお子さんから30万円に増加して、またはUターンや転入で住民になったお子さんにも、歓迎として10万円等を贈るといった少子化対策を行ってはどうか。

沢山ありますが、最後です。5つ目です。放課後学童保育は、国も各小学校区に設けるようすすめています。夏休みだけでなく平日の学童保育も必要だという声があります。一部の保育園ではそのような受け入れをしていると聞いております。保育園の子ども数が減っていますし、小さなことのふれあいもでき、学童は4時からの時間帯ですので、保育園を利用した平日の学童保育の実施を検討してはどうかという点をさせていただきました。以上の5点も含めて、今後の強化策について考えや計画をお聞きいたします。

○ 議長 はい、答弁を求めます。子育て支援専門監。

(子育て支援専門監 今井芳美君)

○ 子育て支援専門監 それでは4番 服部議員の質問、子どもの人口減少対策強化についてお答えさせていただきます。議員には日頃から白川町の子育て支援についてお力添えをいただき心から感謝しております。今回も、議員から多くのご提案をいただきありがとうございます。議員の熱い思いが伝わってまいりました。ご提案の中には、過去に何度かいただいたものもあり、その都度、町の考え方をお答えさせていただいたと記憶しております。今回、私の方で答弁することになりましたが、私は保育現場にいたものですし、現在、子育て支援センターの運営や子育て相談に携わっており実務者としての熱い思いもあります。お話しさせていただくせっかくの機会を与えていただきましたので少し長くなりますがご説明させていただきます。よろしく申し上げます。

では4つの視点についての白川町の取り組みをお話しさせていただきます。1番目の「子育ての経済的支援」についてご説明させていただきます。白川町には妊婦健康診査の助成、出産祝い金、出産育児給付金、各種の医療費助成をはじめ、子育て応援ゴミ袋支給、3歳児以上の保育料無料化など経済的支援が多くあります。それぞれをご説明させていただきたいところですが、大変長くな

ってしまいますので、詳しくは母子手帳配布時や転入時にお渡しする、白川町の子育てガイドブック、白川町ホームページに掲載してありますことをご紹介します。

2番目の「相談できる人がいる環境を増やす」については、白川町の子育て相談機関としては子育て支援係、子育て支援センター、保健センター、保育園などがあり、子育て支援専門監、子育て相談員、保健師、保育士、臨床発達心理士などが対応しています。白川町は子育て世代が少ないからこそ妊娠期から子育て期にわたり、関係者関係機関で連携を取り合い、親子が孤立しないようにしています。保健センターでの母子手帳交付時から保健師との顔つなぎが始まり、その後の各種健診には先ほどお話しした、相談機関のメンバーが参加し、子どもの成長段階でいつでも相談にのれる体制をつくっております。後で紹介させていただく子育て支援センターは遊びに来たついでに子育ての悩みや相談ができる場所になっています。また、子育て支援センターを利用する母親同士の中には、地域で子どもが生まれたことをキャッチし、自ら声をかけ友達づくりを率先してやって頂ける方もいらっしゃいます。十分把握はしておりますが、もしもまだ気になる親さんや子どもさんがおられるのであれば対応させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

3番目の「預けられる人や場を増やす事」については、現在未満児保育については入園を希望されたかたすべて受け入れ、保育をおこなっています。誕生から1年後の育休復帰にも対応できるよう、入園申込は前年度早い時期におこない、さらに他市町村からの広域未満児保育についても受け入れています。園児数が減っていますのでこの先保育園が増えることはないと思いますが、それにあたる人、つまり保育士を増やすことが課題となっています。放課後の学童保育については、現在、蘇原小学校校区では光の子保育園で専任の職員が、保育に支障が無い部屋で小学生の平日の預かりをしています。延長保育との兼ね合いで職員が足りず保育に支障をきたすこともあり、学童の預かりをお断りすることもあると聞いております。白川小学校校区では白川保育園でコミママの対応によりほぼ毎日預かりをおこなっております。こちらも勤務可能な方を探すのに苦労しています。この現状については後ほどの質問に合わせて詳しくお話しをさせていただきます。

4番目の「就学前の育児における妻と夫の役割は同じように行う価値観をもった家庭を増やす」についてご説明させていただきます。年齢問わず男女とも育児家事の役割を担うことについては、子育て支援、母子保健からの取り組みとして、母子手帳配布時に父子手帳の配布、また、あいあい教室と言う妊婦教室になりますが、夫婦で教室に参加して頂き妊婦体験や赤ちゃんの沐浴体験、助産師との座

談会などをもち、妊婦の気持ちを夫に理解していただく機会をもっています。また祖父母に対しては、保育園祖父母参観のうちに、県が作成した孫育てガイドブックを配布し、若い夫婦への理解を求めています。命を育む教育環境、心と体を守る性教育については、主なものとして中学生を対象とした「命の触れ合い事業」があります。妊婦体験や乳幼児との触れ合い、母親との座談会、助産師の話など思春期の子ども達には貴重な体験となっています。中学生からは、将来、親になったときには奥さんを大切にしたいという感想も聞かれました。以上、白川町の取り組みについてお話しさせていただきました。

続きまして、強化策についてお答えさせていただきます。1番目、国の地域少子化対策重点推進交付金を活用して、切れ目ない結婚、出産、子育て支援計画を立て、さらに推し進める考えはないか、のご提案についてお答えさせていただきます。地域少子化対策重点推進交付金について、まずその内容を紹介させていただきます。この交付金の対象事業は2つあります。1点目は適切な出会いの場の創出や、結婚に対する意識の普及などが対象となっております。新規事業のみが対象であったことから、本町では該当事業がないと判断しました。

2点目は、新婚夫婦の新居の住居費や引っ越し費用などに対して15万円を上限に補助していただけるものですが、夫婦世帯の所得合計の上限が340万円未満で、年齢がともに34歳以下となっています。さらに地方創生交付金と同じくKPIで数値目標を定め検証する必要があり、本町では対象件数も少ないと判断されることからこれまでは交付金を要望しておりません。今後も情報収集に努め、活用できる事業があれば要望していきたいと考えております。

なお、交付金はいただいておりませんが、結婚対策事業には取り組んでおりますし、結婚を機に、自宅を改修する際の補助金や新築に対する補助金、家賃補助といった事業は町単独で実施しております。先ほどご紹介しました子育て支援策なども行っているところであり、切れ目のない結婚、出産、子育てにかかる支援については今後とも継続していきたいと考えております。

2番目、子育て支援センターの役割、現状、今後についてお答えさせていただきます。白川北保育園に併設されています白川町子育て支援センターちびっこひろばは、平成27年に事業を開始し4年目を迎えました。役割としては、親子の友達づくりや交流、情報交換、子育ての悩み相談ができる場所、子育てが楽しいと実感できる場所、親さん同士おしゃべりしたり、子ども同士のふれあいなど、暖かい雰囲気の中かでゆったりくつろぐことができる場所となっています。現状として利用者は平成27年度は年間延べ3,400人、28年度は延べ3,300人、29年度は延べ4,100人、今年は11月までに延べ3,400人となっており、今年度も4,000人を越える見込みです。子どもの数は減っていま

すが利用者が減ることはありません。いつでも行ける場所に加え、様々な講座やイベントを開催しています。代表的なものとして、乳幼児親子のあそびの教室、親子体操、おひるねアート、親子ヨガ教室など、親子で楽しめる企画があり利用者の増加につながっていると思います。

また、支援センターまでは遠くて利用出来ない親子については、職員が各地区ふれあいセンターや保育園に出向き乳幼児学級を開催しています。活動の様子はホームページに掲載していますのでご覧ください。今後も「子育て支援センターがあるから白川町で子育てしたい」と言われるような、親子の心の寄りどころとなる子育て支援センターを目指していきたいと思っています。

3番目、未満児の多子世帯への配慮として所得に応じた保育料を半額にする経済支援に見直す考えはないかのご提案についてお答えさせていただきます。保育料の基準について、以前議員には保育料基準額表でご説明させていただきましたが、いくつか複雑な制度となっていますので再度ご説明させていただきます。まず、平成28年度から「幼児教育無償化の取組」として、国、県からの方針で年収約360万円未満相当の世帯について負担軽減措置を拡大し、ひとり親世帯についての減額と、一般世帯については、市町村民税非課税世帯の第2子以降を無償化しています。また、年収約470万円未満相当の世帯で満18歳未満の児童が3人以上いる世帯について、第3子以降の保育料を無償化する事業を実施しています。どの取り組みも未満児にも適応され白川町も事業を開始しています。今年度、約半数の未満児がこのどれかにあてはまり保育料が無料となっています。多子世帯であって保育料が徴収されている世帯は、所得がある程度高く、市町村民税所得割課税額の金額が高い世帯となっています。町として国、県から打ち出された方針に添うことで対応させていただいておりますので、ご質問にあった多子世帯への保育料の半額は今のところは考えておりません。ご理解をお願いします。その理由としてですが、少子化で子どもが少ないとはいえ、未満児の保育料が今より安くなれば、今以上に未満児の入園希望も増加すると思われます。平成31年度の0歳～2歳児の入園希望は、公立保育園全体で98人中28人、白川保育園は24人中9人、黒川保育園は36人中12人となっております。現状でもお話ししましたが、年々増える未満児の入園にすべて対応するよう3歳以上児を合同保育にしながら保育している状況です。縦のつながりはもちろん大切ですが、発達に応じた年齢ごとの関わりも当然大切です。また、未満児が1人でもいれば個別の対応が必要になり、保育士の数も必要になります。しかし、平成31年度については職員の退職に伴い保育士を募集しましたが現在のところ、応募はありません。職員の再任用等で補充する見込みですが、さらに未満児が増え保育士が足らなければ、未満児の入園をお断りせざるを得ない状況にもなってしまい

ます。この保育士不足は白川町だけでなく近隣市町村、さらに全国的にも問題になっています。保育士の労働環境を保障しながら、現状の未満児保育にも対応できるようにしたいと思っています。保育現場の状況を是非ご理解下さるようお願い申し上げます。

なお、先ほどもお話のありました国の動きとして平成31年度10月から消費税10%をスタートさせることに伴い、3歳児～5歳児の保育料の無償化と未満児の非課税世帯についても無償化するとしています。今以上に未満児保育料の軽減が拡大されていくことで未満児の入園がさらに増加することが予想され、全国的にさらなる保育士不足が懸念されていることを付け加えさせていただきます。場を増やす、人を増やすことは当然必要と考えますが、場を守る、人を守ることも忘れてはいけないと思っています。このことは後ほどお答えさせていただく放課後の学童保育にも共通するところです。

4番目の出産祝い金の第1子の給付額を30万円へ増額ができないか、UターンやIターンによる子どもの転入時における歓迎金として10万円の支給を行ったらどうかのご提案についてお答えさせていただきます。現在の給付金制度では、出産祝い金は、第1子のみ1万円を地域振興券で、その後、出産育児給付金として、第1子については満1歳を向かえた時に10万円を、第2子以降は、出生届時の申請に基づいて、第2子は20万円を、第3子以降は30万円を定期預金証書で、町長が自宅を訪問して、お祝いの言葉を添えてお渡ししているものです。今年3月の予算委員会で、議員からの出産祝い金を第2子以降にも給付ができないかのご質問に対し、出産祝い金については、第2子以降は、出生届け時に出産育児給付金を交付するため、第1子のみとすること。併せて、補足説明として、祝い金や給付金の増額についても、県内では、第1子から育児給付金制度を設けているところは、高山市、白川村、東白川村と本町のみで、東白川村の支給額と比較しても、第1子、第2子では倍の支給額となっており、全国的にも町単独の施策としては、手厚い制度と認識していますので、お祝い金や給付金の支給額の引上げについては考えていないとの答弁をさせていただいています。本町の子育て施策と子育て環境の整備は、他市町村に先駆けて取り組んできており、手厚いものとなっていると考えています。このため、出産祝い金の第1子の給付額を30万円に引き上げる議員のご提案については、現在のところは考えておりません。また、UターンやIターンに伴う転入時の歓迎金については、本給付金制度の目的に沿わない面も考えられるため、他の施策との効果を検証していきたいと考えています。

5番目の、放課後学童保育について保育園の子どもが減っている4時からの時間帯に、保育園を利用した平日の学童保育の実施の検討をしたらどうかのご提

案についてお答えさせていただきます。この内容と同じ質問を平成26年12月議会、平成28年9月議会、平成29年3月議会一般質問に受けまして、その都度同じ答弁をさせていただきました。これだけ何度も話題に出していただけるのは、議員の白川の親御さんに対する多くの思いがあってこそと感じております。ありがとうございます。学童保育が必要なことは十分理解しております。ご質問の保育施設を使って放課後学童の預かりをする難しさについては、保育園は児童福祉施設であり、県の指導監査のもと公的な認可を受けた場所であること、集団での平日の放課後学童保育を保育園で行うとして、小学生どの子にも遊ぶ時間を保障するのであれば、通常保育で4時まで過ごす園児やそれ以後も延長保育で残る子どもたちの保育や、保育士の労働環境の保障もできなくなるなど、過去に何度もご説明させていただいたと記憶しています。

現在、白川小学校区では白川保育園においてコミママ対応で放課後の預かりを毎日行っています。コミママを1名配置するのに、6人のコミママの方をお願いしていますが、現状は厳しく配置できずに保育園の臨時職員の勤務を削り、コミママにまわす状況もあり、通常保育、延長保育にも影響がでてきています。園児が少なくなった4時からなら保育園が利用出来るという考え方で学童保育をすすめることはできません。保育の現場の状況についてどうかご理解いただけませんかでしょうか。一番の課題はとにかく人の確保です。子どもの発達特性をよく理解して頂ける方で、夕方に勤務していただける方が大勢いらっしゃれば、各校区の学童保育も開設でき、さらに子育て支援が充実するものと考えています。また、そういった人材をひとりでも多く発掘していくのが、子育て支援にかかわる者の使命と痛感しています。

議員が夏休みに佐見地区で学童保育をされているのは大変素晴らしい取り組みです。これは以前の答弁でもお話しさせていただきましたが、預けたい人、預かる人の相互理解により、地域の中で子ども達を見ていこうという佐見地区ならではの取り組みだと思っています。今後も続けていっていただけるならば、放課後についてもご検討いただき、他の地域の見本となられるよう期待致します。以上、議員の5点の提案についてお話しさせていただきました。議員の一層のお力添えをお願いいたしまして、以上答弁とさせていただきます。

- 議長 再質問ありますか。はい。
- 4番 質問が全体に渡りましたので、今回の子育て支援係からの説明は非常にきめ細やかに、毎年毎年本当に人手不足等そういった中で苦勞されていることをよく分かりました。それでいくつか質問をさせていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

まず、乳幼児の幼児期の活動についてです。保育士さんの不足ということはず

つとですし、全国的にもそうだということは重々承知していますが、これを諦めていては先は見えないと思います。ですので、ではどうしたらいいかという点を腰を据えて、例えば保育士さんからのきちっとしたヒアリング、そして何か試みしてみる、こうことをして保育士さんを、まあ今もやられていると思いますけれども、そういった点を具体的に一人でも、じゃあ来年増やしていこう、そういったために何をすべきかというような試みを更にしていただきたいと思いますので、是非全国に先駆けて保育士さんの、例えば処遇をアップするとか保育士さんからの悩み事をもっと整理して繋げるとかいう点についてご努力いただいて、結果一人でも多く保育士さんを確保していただくというような試みについて更にお聞きしたいと思います。

そしてですね、2番目の相談する人が居なくなっているという現状について、子育て支援センターの役割と、それから現状4千人近くの子どもさんが少ないのにそんなふうに使われているという試みには、本当に白川町の何というんですか、施策の一つとして誇りある施策ではないかなと思いました。今のお話を聞いた中で、2つの点が非常に素晴らしいなと思ったんです。と言いますのは、そのセンターにはやっぱりずっと居てくれる相談員という視点があると思いました。というのは、例えば学校ですと、先ほどの藤井議員のご答弁の中で教育長が何でも学校に相談してくださいと、そういう体制をとっているというふうに言われました。ここの支援センターの違いが少しあると思うんです。学校の先生というのは専門的であり、ですが3年ごとに交代していかれるという点も、どうしてもこれは拭えられない点だと思うんです。そういう点では、日常的にこのおぼさんには話してもいいよってというような、いつもそこに居てくれるっていうのがこの子育てセンターの中にいる先生方、それからコミママの方々の存在ではないかと思えます。そういうその近くに相談できる人を増やしていくという面でいきますと、やはり子育て支援になりうる方々をもう少し幅を広げていく、先ほど梅田議員の一般質問の中で自殺対策にするキーパーソンを増やしていくための研修を行う考えはないかというようなご提案がありましたが、それと同じように私たちはやっぱり子育て相談員、員とは言わなくても相談おばちゃん、相談おじさん、そんな方々を増やすような試みをしていくところがこの支援センターの活動の中から学ばせていただけたんじゃないかなと思いました。それに関して具体的になんですけれども、祖父母の方々に対して祖父母参観日等でまごまご手帳とかっていうことで働きかけをしてくださってるわけなんですけれども、これもやっぱり一部の方々になってくるんですね。そういう点で、これは長野県の阿智村でしたか、移住者の人が入ってくると、その入ってきた自治会に5万円ほどの自治会への歓迎支援金みたいなものが渡されるそうです。こういった自治会で歓迎支援金を渡し

て、地域皆で子どもさん家族を受け入れるというようなことですか、後は地域の高齢者の方々等にも子育てについてとか少子化についても伝えていただくような機会をもって頂くというような試みも必要ではないかなと思いました。で、その点について。

それと4番目のところで、性教育等についてなんですけれども、それも中学生に向けて行っていただいて、それがきっかけで保育士になりたいと思ったとかそういうことも聞いておりますが、高校生とかそれから青年期の方々に向けての、小さなお子さんを持ったお母さんたちとの関わりですとか、そういった点ももっていただきたいなと思いましたので、その点についても。

それと最後にですが、学童保育については本当に何回も質問して申し訳ないんですが、先ほど支援員の方々に、実は佐見の学童保育の場合にはすごくお世話になっているんですけれども、学童保育の放課後学童保育についても支援員の方々のお力をいただいて進めていくような方向も、これは質問ではありませんが作っていただくことにご協力いただけたらいいかなと思った次第です。

以上が子育て支援に関しての質問ですが、私の質問時間は後15分ほどになってきましたので簡潔にお答えいただきたいのと、町長さんにだけ、やはり子育ての強化策についてお聞きしたいのは、先ほどの育児給付金が他町村と比べてもというふうなお話でしたけども、子どもは宝物だというようなPRを是非とも町長さん自らしていただけるような、そういう面ではこういった給付金が1人目でも2人目でもあるんだよということについてご検討いただくように前向きに考えていただきたいなと思いましたので、町長さんにも一言お願いいたします。

○ 議長 子育て支援専門監。

○ 子育て支援専門監 ありがとうございます。最初の保育士を増やすということで、本当にこれは難しい問題でして、今日園長も来ておりますが、保育園の状況について今日話すということで相談をさせていただいた時に、本当に語りつくせないという話しをしておりました。今、県の方でも保育士の相談支援センターというのを設けて、保育士資格をもっている保育士をしていない方を登録して、そこから保育士を増やすということもやっております。町としてはというところで、本当にこの近辺に保育士が全く居なくて、最近では富加町からも電話がかかってきたんですが、全くいません。だけど保育実習に学生が来てくれるので、とにかくその子達に白川に就職してほしいということを園の方で言っていますので、白川の住んだ所で保育園に就職してほしいなということは伝えております。

子育て相談員については、研修制度がありまして、支援センターに置く職員には子育て相談員の資格といいますか、研修を受けなければいけないというのがありますので、それは確かに受けておりますし、若い親御さんの中でまだ子どもさ

んがいらっしゃるんですけど、子育てサポーターとして支援センターの中に入
っていただいています。その方たちの手が離れた時に、またそこで活躍して
いただけるように、将来的にはコミママになっていただけるようにというふうにも
思っているところです。

後、高齢者との関わりについてですけど、社会福祉協議会の方のまめな会と
いうのがありますが、そちらの会が支援センターの乳幼児学級とか保育園の方
にも入ってもらって、今の子ども達のこととか若い親さんのことについても地域
の方にお話しする機会をもっております。

高校生の性教育のことについては、なかなかちょっとこちらでは把握はでき
ていないんですが、高校生というか成人式の時にはそういったようなパンフレット
を配らせていただいていると思います。

放課後の支援員についても、学校の支援員が放課後に本当は来れるといいん
ですけど、皆さん昼間働いてみえる方ばかりでなかなか難しい状況ですが、大切
な方々なので是非活躍していただけるように願っております。以上です。

- 議 長 転入者祝い金については、企画課長。
(企画課長 安江章君)
- 企画課長 はい、服部議員から阿智村の移住者に対する歓迎の支援金といったようなご提
言もありましたけども、今現在白川町で沢山の移住者の方がおられて、特に黒川
地区などでは、自発的にそういった歓迎会を企画して行ったださっています。
黒川だけでなく、他の地区でもそういった歓迎の催しが開かれているというよ
うなことも聞いております。お金でなくて、本当に歓迎するという気持ちの中
でそういった取り組みを進めていっていただきたいと思っておりますので、今の
ところそういった資金については考えておりません。
- 議 長 はい、町長。
(町長 横家敏昭君)
- 町 長 出産給付金につきましてお答えさせていただきます。私が出産給付金を直接持
って伺うようになりまして、ちょうど2年になるわけでございますけれども、そ
の時に私のお祝いの思いとしていろんなおもちゃみたいな物も一緒に持ってお渡
しをしておるわけでございますが、ただこれを今までの経過をちょっと見ており
ますと、祝い金を頂いたらすぐ解約をされてしまうようなケースも多々ございま
すし、そして祝い金を持っていったらすぐにもう転出をされるというケースが、
本当にこの頃増えてまいりましたので、これらのことも考えまして、これを根本
的に見直す必要にきておるというふうに、今認識をしておるものでございます。
- 議 長 はい、再質問ありますか。
- 4 番 再質問ではありませんが、先ほど歓迎会等やっているということですが、そう

いうことをもっと広く町民の方に広く知らせていただくとまた盛り上がるかなと思いますので、お願いします。そして町長さんからはそういった現状をお話くださってありがとうございました。根本的にやっぱり子育て支援をどうしたらいいかという点については、もっと町民と今後も、町民と一緒に励ましていくっていう手法を更に進めていただきまして、的を得た対策をしていただきますようお願いいたします。

○ 議 長 答弁はないようですので、次の質問を。

○ 4 番 それでは2番目の質問に入らせていただきます。2番目は非核平和の町宣言についてお聞きいたします。2015年9月30日核兵器廃絶と世界恒久平和を訴える「非核平和のまち」宣言が、白川町でされました。また、さかのぼって2013年11月には、平和首長会議にも加盟されておられます。首長会議には全国1,732市町村が加盟し、宣言も約90%の市町村が行っているようです。町長は、宣言について、平成27年の10月号の広報で町民に知らせております。早いもので、あれから3年がたっておりますが、この宣言にかけられた経緯や町長の思いを改めてお聞きしたいと思っております。また、首長会議加盟首長として、非核平和のまちとして、どのような平和活動を推進されておられるのか、またされていきたいのかをお聞きいたします。

3番目に、この度黒川遺族会でまつられました乙女の碑について、当時の経緯を伝える碑文が設置されました。この碑文には「いつまでも平和が続きますように」とあります。平和活動として、このことを町民にも知ってもらうようにすると良いと思っておりますが、それについてどのようにお考えかを質問いたします。

○ 議 長 答弁を求めます。町長。

(町長 横家敏昭君)

○ 町 長 まずはこの宣言に係る経緯について説明を申し上げたいと思っております。ご質問にもございました「平和首長会議」でございますけれども、この会議は、1982年に国連本部で開催されました第2回国連軍縮特別総会において、広島市長が「世界の都市が国境を越えて連体し、ともに核兵器廃絶への道を切り拓こう」と呼びかけられたものでございまして、その趣旨に賛同されました都市で構成された「平和市長会議」が設立されました。その後1991年に、国連のNGOとして登録され、2013年に「平和市長会議」から「平和首長会議」に名称変更されております。12月1日現在の加盟都市は、全国で163ヶ国、7688自治体というふうに聞いております。国内では1,732団体が、岐阜県内では42市町村すべてが加盟をいたしております。そして、本町の姉妹都市であるイタリア・ピストイア市も昭和59年に加盟しておみえになります。この会議は、会長には広島市長が、副会長には長崎市長が就任されており、国連、各国政府に対する

要請活動や、次代を担う若い世代への意識啓発を目指す平和教育に取り組みられておるのが主な活動でございます。

また、これとは別に、「日本非核宣言自治体協議会」という組織がございます。これにつきましては1984年に、非核平和宣言により自治体間の協力体制を構築することを目的に広島県府中町で設立され、加入数は今現在341団体となっております。本町の「非核平和のまち宣言」は、この協議会からの依頼を受けまして、戦後70年の節目の年でもあった平成27年9月に宣言を行ったところであり、当時の議員協議会で説明を申し上げたところでございます。なおこの会合等に直接参加する機会はありませんけれども、私の思いとしては、日本政府が堂々と各廃絶に対する条約等に加盟できるような方向になることを望んでおるところでございます。

さて、2点目でございますけれども、非核平和に対する町としての取り組みでございます。平和首長会議で紹介いたしましたとおり、次代を担う世代への伝承、意識啓発が重要であろうと考えております。海山交流では、沖縄本島での平和学習を取り入れ、また、白川中学校では修学旅行時に長崎での被爆に関する学習等を行っております。他には、町主体ではございませんが各地区の慰霊祭だとか、8月の終戦記念日における正午の平和祈念等を行っておるところでございます。

次に、最後でございますけれども黒川遺族会とありますが、ここで述べますのは旧黒川満州開拓遺族会だというふうに理解をするものでございます。「黒川分村遺族会」であり、誤解の無いようお願いしたいと思います。

さて、今回「乙女の碑」の碑文が設置されたわけで、「乙女の碑」そのものは以前、昭和57年に設置されておりました。ただ、碑文設置までにおける関係者のご労苦は切実なものがあつたと推察するものであります。戦争当時、行政が先頭に立ち、開拓団を送り出したことから、行政を預かる者として責任を感じておるものでございます。また町内、特に役場には当時の資料がございません。そうした資料の収集も必要と考え、それらの保存展示ができたならという思いも持っております。

満蒙開拓団につきましては、敗戦直後の在満日本人開拓民はおよそ27万人でした。そのうち引上げに至るまでに、戦死、自決、餓死、凍死、病死した人が7万8,500人に上っています。さらに在満全日本人の17%に過ぎなかった開拓民が、その死亡率において約50%を占めるという事実は、敗戦時、開拓民がいかに過酷な条件におかれておるかということを示すものだというふうに思います。

そして現在も、世界の各地、特に民族紛争地域における女性に対する問題は非常に大きな課題でございます。奇しくも、先日10日に授賞式が行われた今年の

ノーベル平和賞は、紛争地域におけるかつての性暴力被害者で性被害根絶を訴える人権活動家のイラク人女性と心のケアにあたるドイツ人の心理学者が受賞されております。いずれにしましても、戦争での一番の被害者は、女性と子どもでございます。沖縄を訪問する町内の子どもたちに話ししていることは、戦争を否定するだけでなく、どうしたら防げるかということをお勉強していただきたいというそういうあいさつを繰り返しておるところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

- 議 長 再質問ありますか。はい。
- 4 番 経緯とそれから3番目のそういった町長さんの女性や子ども達が犠牲になっているというご認識に本当にありがたいなと思いました。2番目の宮古島の体験ではいつも子ども達がそのような場所を訪れて、非常に良い経験をしているということですか、長崎に行っているというようなことをお伺いしました。これはどうしても一部の方ですので、白川町もこういった宣言をしているんだということですか、そういったことを子ども達にも伝えていくような場をもっていただきたいなと思います。それについて、できましたら教育長さんの方からでも答弁いただければありがたいです。
- 議 長 はい、教育課長。短めに。
(教育長 鈴村雅史君)
- 教育課長 ありがとうございます。藤井議員のときに成長、発達というようなことを言いましたけども、やっぱり平和に関するものの見方や考え方というのも幼いころからだんだん成長してくる中学生、卒業間近くらいまでによって、考える力もだいぶ変わってくると思いますので、中学生くらいになれば深い意味での平和というものが何かということが分かるようになってくると思います。学校それぞれ色々な方法をとって、平和について考える機会をつくっておりますので、また場がありましたら紹介させていただきます。
- 議 長 よろしいですか。
では、これで服部議員の質問を終わります。
- 議 長 以上で、一般質問を終わります。
ここで2時50分まで休憩を入れます(午後2時38分)
- 議 長 再開します。(午後2時48分)
◇日程第5 議第53号 白川町常勤の特別職職員の給与に関する条例及び白川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議 長 日程第5 議第53号「白川町常勤の特別職職員の給与に関する条例及び白川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条

例について」を議題とします。

説明を求めます。総務課長。

(総務課長 佐伯正貴君 登壇)

- 町民課長 議第53号「白川町常勤の特別職職員の給与に関する条例及び白川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について」、議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議長 討論を終わります。採決します。
議第53号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 ご異議なしと認めます。よって、議第53号「白川町常勤の特別職職員の給与に関する条例及び白川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
◇日程第6 議第54号 白川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
について
- 議長 日程第6 議第54号「白川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
説明を求めます。総務課長。
(総務課長 佐伯正貴君 登壇)
- 企画課長 議第54号「白川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議長 討論を終わります。採決します。
議第54号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 ご異議なしと認めます。よって、議第54号「白川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
◇日程第7 議第55号 白川射撃場の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例について

- 議 長 日程第7 議第55号「白川射撃場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
説明を求めます。農林課長。
(農林課長 三宅正仁君 登壇)
- 農林課長 議第55号「白川射撃場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
- 議 長 4番。
(4番 服部圭子君)
- 4 番 この射撃場の利用料金の上限の改定ということですので、そういうことをすることで利用料については、どのようにいくらぐらいに見直しているのかという点と、この利用者の方々についてですが、町内の利用者の方が多くここを利用しているというふうに聞きました。鳥獣害対策についても猟友会の方々とか、その活動については大変に役割を担っていただいているわけですが、その方々の利用料金についても見直しがあるのか。また、その町内の利用者の方、町外の方の利用数の割合等もちよっとお聞きして、この改定について質問いたします。
- 議 長 4番、この前の全員協議会でこれ全部説明したはずである。
- 4 番 質問してます。
- 議 長 今、説明している。自分の質問事項は。全協の中で。
- 議 長 暫時休憩します。(午後3時03分)
- 議 長 再開します。農林課長。(午後3時04分)
(農林課長 三宅正仁君)
- 農林課長 まず利用料金の見直しですが、利用料金については指定管理者である猟友会からの申請に基づいて町が承認をするという形になっております。そういった点では、猟友会と相談の上に料金の方の改定をするというふうに予定をしております。現在のところ、今回の改正に基づきまして3月1日からは利用料を千円から1,200円に上げて、合計の金額が1,700円とするように予定されております。後、町内利用者への料金の件ですけれども、先ほども述べました利用料金の内のゲーム代ですね、施設利用料が500円で、ゲーム代の方が分かれていますけれども、そちらの方が町内在住の方の利用ですね、猟友会の方については半額というふうになる予定です。上げられても基本的には半額という規定になっておりますので、その減免規定を利用して半額というふうにする予定になっております。
町内の方ですけれども、正確な数字ではありませんが大体4分の1程度が町内の方というふうにお聞きしております。
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

- 議 長 討論を終わります。採決します。
議第55号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第55号「白川射撃場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
◇日程第9 議第56号 平成30年度白川町一般会計補正予算(第5号)
議第57号 平成30年度白川町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
議第58号 平成30年度白川町簡易水道特別会計補正予算(第2号)
- 議 長 日程第9 議第56号「平成30年度白川町一般会計補正予算(第5号)」及び、議第57号「平成30年度白川町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」及び、議第58号「平成30年度白川町簡易水道特別会計補正予算(第2号)」以上3件を一括議題とします。
- 議 長 お諮りします。
本件については、議案の補足説明を省略し、直ちに予算審査常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、予算審査常任委員会に付託することに決定しました。
- 議 長 お諮りします。
白川町議会会議規則第46条第1項の規定により、委員会審査を12月14日までに終わるよう期限を付したいと思いますが、これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって審査期限は、12月14日とすることに決しました。
- 議 長 お諮りします。
本日の会議は、この程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって本日は、これにて延会することに決しました。
明日14日、本議場において会議を開き、委員長の報告を求めます。なお、明日14日は午後2時00分から役場第1会議室において、予算審査常任委員会を開催しますので、各位のご参集をお願いします。それでは、本日はこれをもって

延会とします。どうもご苦労さまでした。

(午後3時07分 延会)

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員